



令和元年度版

大分県信用保証協会の現況



大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

OITA GUARANTEE

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

Contents

ごあいさつ	1
大分県信用保証協会の概要	2
信用保証のしくみ	3
コンプライアンスについて	4
個人情報保護について	5
当協会の主な取り組み	6
広報活動	9
平成30年度経営計画の評価	11
外部評価委員会意見書（平成30年度経営計画）	15
平成30年度財務報告	16
信用保証の動向	18
第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）	22
平成31年度（令和元年度）経営計画	24
責任共有制度について	28
信用保証のご利用について	29
信用保証料について	30
保証制度一覧	32
役員・組織機構図	36
お問い合わせ	

おかげさまで創立 **70**周年を迎えました

当協会は、平成31年4月26日創立70周年を迎えました。

これもひとえに、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまをはじめ、金融機関、商工団体、行政機関等関係機関各位の深いご理解とご支援の賜物と感謝申し上げます。

これからも、地域に根差す公的保証機関として、経営努力を続ける中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添いながら積極的に支援を行い、地域経済の発展に寄与し地方創生に貢献できる存在となるよう、役職員一丸となって尽力してまいります。

今後とも格別のご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

ごあいさつ



大分県信用保証協会
会長 日高 雅近

関係各機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本年度も皆様に当協会をより一層ご理解いただくために、ディスクロージャー誌「令和元年度版大分県信用保証協会の現況」を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成30年度の業務実績と外部評価委員会意見書などを掲載しております。本誌を通じて、さらに多くの皆様に、信用保証制度を有効にご活用いただけるようになれば幸いです。

平成30年度の我が国経済は、長年にわたる緩やかな回復基調の認識は維持されたものの、米中の貿易摩擦による輸出・生産への影響を踏まえ、総括判断が下方修正されるなどの動きも出てきました。人手不足の深刻化は、地方の中小企業・小規模事業者にまで及ぶようになり、事業承継が大きな課題となっています。

信用保証制度は、一昨年的大幅な制度改正を受け、昨年4月1日が新たなスタートの日となりました。

当協会では、平成30年度～令和2年度までの中期事業計画を策定するとともに、危機関連保証の創設や創業・小規模保証の枠の拡大、金融機関との連携強化と見える化の推進、経営支援の一層の強化などに取り組んだところです。

中小企業金融の円滑化を図るため、借換保証による返済負担の軽減、利便性の高い継続型短期保証等を利用し効率的な資金繰り支援、喫緊の課題である事業承継のための制度構築などを行いました。経営支援については、国の制度に加え、当協会独自の制度により、経営改善計画の策定を進めるとともに、専門家派遣やサポートミーティングの開催に努めました。また、本県で平成30年7月に西日本豪雨が発生し、県や金融機関と連携し、迅速な災害特別融資の対応をしました。

これからも、中小企業・小規模事業者のライフステージにおける多様な資金需要にきめ細かく対応し、良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年8月

大分県信用保証協会の概要

○プロフィール

設立	昭和24年4月26日
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（大分県信用保証協定会款第1条）
基本財産	157億43百万円
保証債務残高	1,363億12百万円
利用企業者数	10,490企業
役員数	常勤役員 4名 非常勤役員 11名 職員 50名
事務所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） 大分市金池町3丁目1番68号（大分県信用保証協会別館）

（平成31年3月31日現在）

○基本理念

私たち 大分県信用保証協会 は
より良いサービスと、各種保証を通じて
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします

○スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

○シンボルマーク



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

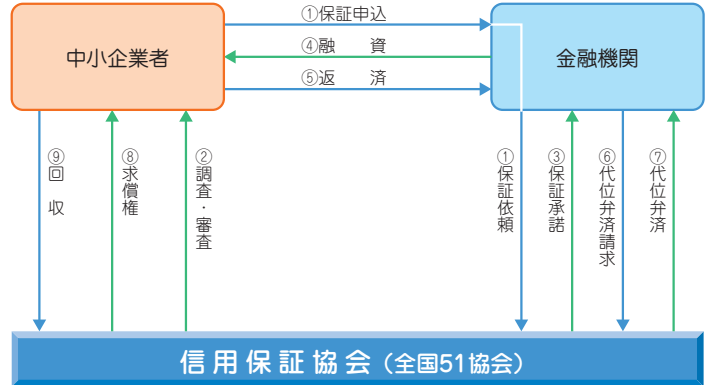
信用保証のしくみ

信用保証制度 (図1)

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

- ① 中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

(図1)



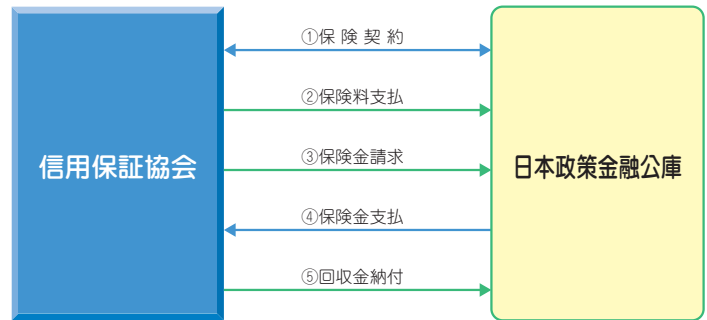
信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

信用保険制度 (図2)

信用保証業務に伴うリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

(図2)

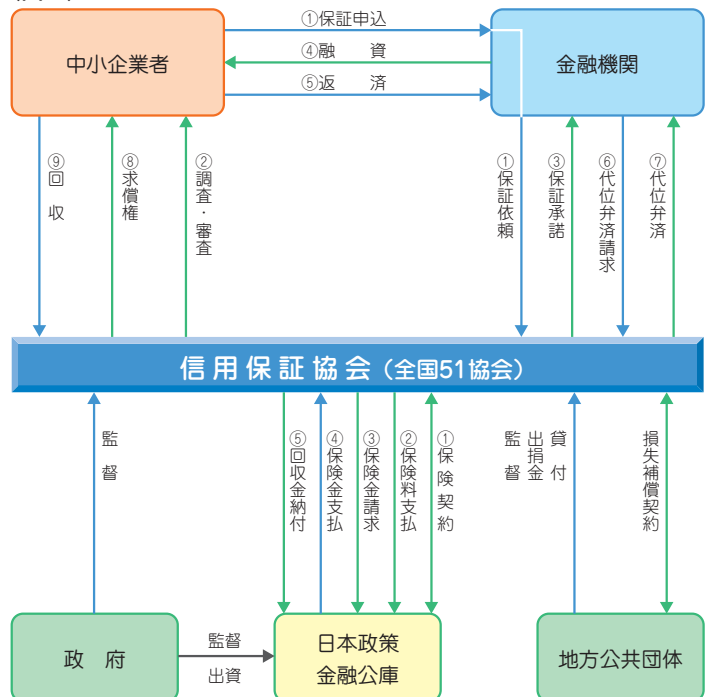


信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

信用補完制度 (図3)

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」の2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

(図3)



コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規程としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

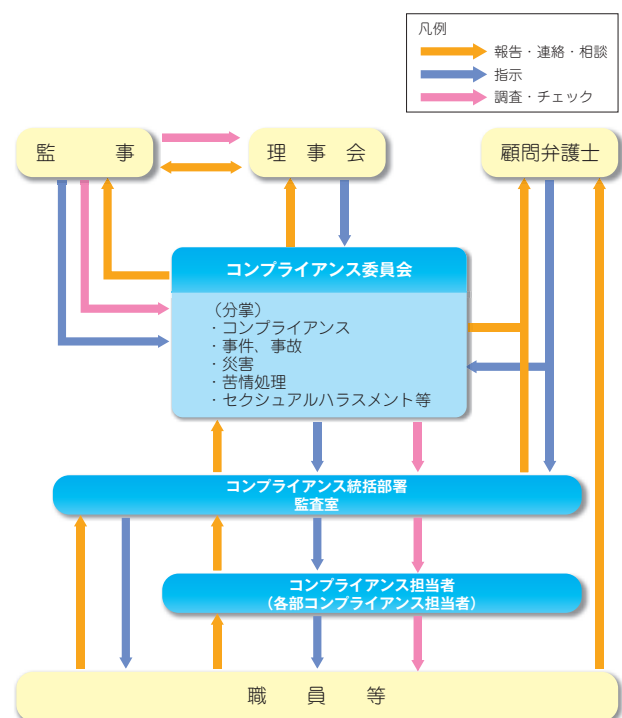
具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ②ご請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④上記6. 7. の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番64号
電話番号 (097) 532-8336 部署名 総務部 総務課

当協会の主な取り組み

平成30年4月施行の「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」により信用保証協会法も一部改正され、信用保証協会の業務に、中小企業に対する経営支援が追加されるとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨が規定されました。また、創業者や小規模企業に対する保証限度額が引き上げられるなどの制度改正も行われました。

◆保証の取り組み

○金融機関と連携した資金繰り支援

金融機関訪問や勉強会を実施し、法改正の周知を図るとともに、金融機関と連携して資金繰り支援に取り組みました。

当協会では法改正以前から事前協議や金融機関訪問を通じて金融機関との対話に努めており、協調融資を行ってきた結果、平成30年度における保証状況をみると、全国的に見ても高い水準でプロパー融資と保証付き融資を組み合わせた支援が行われています。

○創業者や小規模企業に対する支援

法改正を受けて、県の小口零細資金及び創業資金の保証限度額がそれぞれ引き上げられる等の制度改正が行われました。こうした中で積極的な支援に取り組んだ結果、創業者や小規模企業に対する保証承諾は前年度に比べ増加しました。以前の限度額を上回る金額を利用する企業も増えてきています。

また、創業者については、創業後のフォローアップ、経営診断や指導を行うなどの支援も実施しています。

○「継続型短期保証5000（略称：Tan5・5000）」の創設

運転資金の一部について、定時償還を伴わない短期資金を最長で5年間継続してご利用いただくことができ、資金繰りの改善を期待できる制度として創設しました。（申込期限：令和元年7月31日）

【概要】

資格要件：別に定める要件を全て満たし、今後も金融機関が支援育成していきたい先で償還能力があると認められる方

保証限度：5,000万円かつ直近決算における平均月商以内

保証期間：1年

貸付利率：金融機関所定または制度融資に定める利率

保証料率：金融機関所定または制度融資に定める料率

更新期限：令和6年7月31日

継続型短期保証 5000
(略称：Tan5・5000)

▶中小企業の皆様へ
本保証は、短期資金を最大5千万円、最長5年間継続してご利用いただけます。

▶受付期間
平成30年8月1日(水)
～
平成31年7月31日(水)

詳しくは事務局をご覧ください

大分県信用保証協会

◆経営支援の取組み

○専門家派遣事業

平成23年5月から当協会独自の事業として専門家派遣事業を行っています。本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いする事業です。平成30年度は40企業に対し派遣を実施しました。

【概要】

制度の運営	大分県信用保証協会
業務委託先	公益財団法人大分県産業創造機構
派遣する専門家	公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家
利用対象者	当協会を利用している中小企業者
派遣回数	原則3回（必要に応じて5回まで実施可能）
派遣時間	1回あたり3時間
費用	無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担）



○サポートミーティング事業の実施

当協会では、経営支援や再生支援が必要な中小企業者に対し、中小企業者及び取引金融機関等が一堂に会するサポートミーティング（個別企業支援会議）事業を実施し、関係者間における合意形成のお手伝いをしています。

平成30年度は92先に対し延べ163回実施しました。

【目的】

経営支援・再生支援が必要な大分県内の中小企業者に対し、サポートミーティングを開催することにより、中小企業者及び取引金融機関等相互の連携を図り、迅速かつ効果的な支援を行うことを目的とします。

【支援対象者】

原則、当協会の保証利用がある先で、既往借入金について返済緩和等の措置を受けているが、経営改善に強い意志を持つ中小企業者。

【会議のメンバー】

1. 中小企業者の代表者（又は役員）
2. 中小企業者の取引金融機関担当者
3. 当協会担当者
4. その他中小企業者が希望した方で取引金融機関及び当協会が認めた方

○「経営改善計画策定費用」に対する補助事業

当協会では、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に係る取り組みとして、事業者の自己負担部分の一部に対する補助事業を行っています。

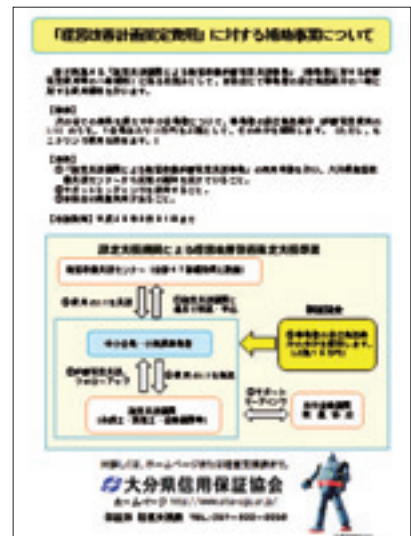
平成30年度は11件に対し総額1,270千円の補助を行いました。

【概要】

次のすべての要件を満たす中小企業者の計画策定費用について、事業者の自己負担部分（計画策定費用の1/3）のうち、1企業あたり15万円を上限として、その半分を補助します。（ただし、モニタリング費用を除きます。）

【要件】

- ①「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、大分県経営改善支援センターから受理の通知を受けていること。
- ②サポートミーティングを活用すること。
- ③当協会の保証利用があること。



◆他機関との連携

○市町村との「中小企業支援連携会議」の開催

平成30年6月に県内市町村の商工主管課担当者の皆さまにご参加いただき開催しました。

当会議は地方創生等への貢献に向けた取組みの推進を目的に市町村との連携強化により地域の中小企業・小規模事業者の支援に取り組むものです。

今後も、各市町村と意見・情報交換を行いながら事業承継等中小企業・小規模事業者の課題解決や支援に取り組んでまいります。



○TKC九州会と「中小企業・小規模事業の持続的成長支援に関する覚書」を締結

当協会は、大分県内の中小企業・小規模事業者の持続的成長に貢献することによって、地域社会の発展に寄与することを目的とし、TKC九州会と覚書を締結しました。

今後は、双方が協力し関係先企業に対して「コンサルティング機能の強化」「モニタリング支援」などにより一層取り組んでまいります。



広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

ホームページの活用

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介やご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス
<http://www.oita-cgc.or.jp>



保証月報と機関誌「RELATION」の発行

毎月1回、当協会の保証状況をわかりやすくまとめた「保証月報」を発行しています。

また機関誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法や改正点などの情報を提供しています。



リーフレットの作成

「信用保証のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。



外部機関等の広報誌への広告掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」「経営支援」に関する情報やお知らせを掲載しています。これからも地域に密着した自治体等の広報誌への情報発信を行います。

〔掲載先〕

左：「創造おおいた」公益財団法人大分県産業創造機構
右：「COMPASS」大分県中小企業団体中央会



ノベルティグッズ作成

当協会の認知度向上の一環としてノベルティグッズを作成、配布しています。



カレンダー



メモ帳



ボールペン

出前講座の実施

業界団体や金融機関等に当協会役職員が出向き、信用保証制度の仕組みや各種保証制度などを説明する出前講座を行っています。

また、将来創業する方が多い専門学校生を対象に創業セミナーを開催し、若い世代の起業意欲向上や保証協会の認知度向上に取り組んでいます。



平成30年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、平成30年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

I. 業務環境について

1. 地域経済及び中小企業の状況

大分県内の景気は、近年相次ぐ自然災害に見舞われ、観光関連産業を中心に大きな影響を受けたが、インバウンドが堅調に推移し、有効求人倍率も高水準で雇用情勢も着実に改善するなど、緩やかな回復基調が続いている。

今後は個人消費や生産活動が持ち直していくことが期待されるが、世界経済において金融危機後の景気拡大局面が10年経過する中、米中貿易摩擦、イギリスのEU離脱問題などの世界経済の影響や、消費税率引き上げ、人手不足などの国内経済の影響が懸念されている。

2. 中小企業向け融資の動向

大分県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高（平成31年3月末）をみると、地方銀行は1兆2,581億円（前年同月比102.3%）、第二地方銀行は3,489億円（同101.7%）といずれも増加した。

3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

大分県内中小企業の資金繰りは「悪化」超で推移した。平成30年度の財務省九州財務局大分財務事務所の平成31年1月～3月期の調査によると、県内中小企業の資金繰り判断BSIは、9.8ポイント（「悪化」超）となっている。（第60回法人企業景気予測調査）

4. 大分県内中小企業の設備投資動向

大分県内中小企業の設備投資は減少した。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の平成30年通期の設備投資計画は、4.2ポイントの減少見込みとなっている。（第60回法人企業景気予測調査）

5. 大分県内の雇用情勢

大分県内の雇用情勢は改善した。大分労働局によると平成30年度平均の有効求人倍率は1.56倍であった。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内の「雇用情勢は、改善しているなかで、人手不足感が高まっている。」となっている。（大分県内経済情勢報告 平成31年4月）

II. 事業概況について

保証部門については、低金利による保証料の割高感があり、中小企業・小規模事業者における新規の資金需要もいまだ活性化していないが、借換保証による返済負担の軽減、利便性の高い継続型短期保証等を利用した効率的な資金繰りを提案するなど資金繰り支援に取り組んだ結果、保証承諾は前年度実績・計画ともに上回った。また、長年にわたり日常的に金融機関と対話を行い連携体制の構築に努めてきたことにより、全国的に見ても高い水準で保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた支援がなされている。その一方で、保証承諾は増加に転じたものの借換の比率が高く、繰上げ償還も続いたことから保証債務残高は前年度実績・計画ともに下回った。また、利用企業者数は前年度末比354企業減少の10,490企業となり、一利用企業者当たりの保証債務残高は12,994千円となった。

期中管理部門については、金融機関や大分県中小企業診断士協会と連携し、国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や当協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」による改善計画策定支援を行うとともに、「専門家派遣事業」や「サポートミーティング」を活用するなど経営・再生支援に取り組んだ。また、景気動向や金融機関の返済緩和先に対する柔軟な対応により、企業倒産が低水準に推移しており、代位弁済については、前年度実績に対しやや増加したものの、計画を下回った。

回収については、近年代位弁済が低水準で推移していることや求償権の質的劣化により環境は厳しいが、代位弁済後の早期回収に努めた結果、前年度実績・計画ともに上回った。

〈平成30年度主要業務数値〉

（単位：百万円、％）

区分	金額	前年度比	計画比
保証承諾	62,203	106.3	103.7
保証債務残高	136,312	94.5	97.4
代位弁済	1,763	109.7	58.8
実際回収	523	117.2	116.3

III. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めたことや、代位弁済が少なかったことにより経費が抑えられ、収支差額は258百万円の黒字計上となった。

IV. 財務計画について

収支差額のうち、129百万円を収支差額変動準備金に、129百万円を基金準備金に繰入れたことにより、期末の収支差額変動準備金は5,712百万円、基金準備金は10,339百万円となった。この結果、基本財産は15,743百万円となった。

IV. 重点課題について

1. 保証部門

ア 金融機関と連携した資金繰り支援

(ア) 金融機関との対話

平成30年4月施行の、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」により信用保証協会法も一部改正され、信用保証協会の業務に中小企業に対する経営支援が追加されるとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨が規定された。これを踏まえ、保証協会と金融機関のリスク分担等の措置を実施することが求められた。これに対応するため、県内主要金融機関の本部営業推進部門を訪問するとともに金融機関の営業店を中心に案件相談会と勉強会を実施し、法改正の周知を行った。また、リスク分担の状況を把握するために申し込みの際に、各金融機関のプロパー残高と保証付残高をシステムに入力し情報を蓄積するとともに金融機関の支援方針の把握に努めた。30年度上半期における保証状況をみると、全国的に見ても高い水準でプロパー融資と保証付き融資を組み合わせた支援が行われている。

(イ) 提携保証等による対応

提携保証等による対応については、金融機関との勉強会等により周知を図るとともに、金融機関の要望も取り入れ「継続型短期保証 Tan5・5000」を創設するなど、積極的に推進を行った結果、好調に推移した。(ステップサポート保証による保証承諾実績：440件2,710百万円、継続型短期保証 Tan5・5000による保証承諾実績：496件5,114百万円)

イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに対応した資金繰り支援

(ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援については、担当者による企業訪問により中小企業者の実態を把握し、必要資金と既保証との一本化による借換保証等を提案し、事業先の資金繰りを支援した。(借換保証による保証承諾実績：1,694件20,598百万円)

(イ) 創業者に対する支援

創業者に対しては積極的に支援を行い、創業資金を対応した先については次年度にフォローアップのため再度訪問するほか、協会の保証を利用している事業者のうち、創業後5年を経過していない事業者に経営診断及び指導を行うことにより、課題の解決や経営状況の改善に取り組んだ。(創業保証による承諾実績：117件458百万円)

(ウ) 小規模事業者等に対する支援

法改正に小規模事業者への支援拡充が盛り込まれたことを受けて、金融機関に対し小口零細企業保証等の利用を推進し小規模事業者への浸透を図った。(小口零細企業保証による承諾実績：1,166件4,193百万円)

(エ) 事業承継に関する支援

事業承継を支援するため、大分県事業承継資金や特定経営承継関連保証等を創設し、事業承継に関する6保証制度について信用保証料の割引(0.1%~0.15%)を実施した。また、広報や勉強会での紹介を行い制度の周知を図ったほか、個別案件の協議でも提案を行った。(大分県事業承継資金による承諾実績：1件18百万円)

(オ) 危機発生時における支援

危機発生時の対応については、平成28年の熊本地震、平成29年の台風18号に続いて平成30年は西日本豪雨が発生したが、災害資金を中心に積極的かつスピード感をもって対応することができた。

(カ) 金融機関紹介の対応

保証部内に金融機関紹介窓口を設置し、中小企業者からの相談があった場合には迅速かつ丁寧に適切な対応をする体制を整えた。(相談件数：2件)

ウ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

(ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進

中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進については、金融機関に対し、信用保証料の助成等があり中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資などを提案した。

(イ) 地方公共団体や支援機関等との連携

地方公共団体や支援機関等に対しては、地方公共団体や支援機関等に随時訪問する専担者を設置し積極的に訪問を行ったほか、市町村担当部署との連携会議を開催し連携を図った。また、地域の課題に対応するため、玖珠町と連携し玖珠町創業資金を7月に創設した。なお、地域ファンドへの出資については、関係機関との情報交換会を通じファンドの情報収集に努めている。また、熊本地震被災企業に対して、大分県中小企業復興支援協議会の利子等支援事業を適切に実施した。

(ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応

経営者保証を不要とする保証については、30年4月から金融機関における保証人の取り扱いや財務指標等の要件を満たす場合は経営者保証を不要とすることができることとなった旨を金融機関での勉強会などにより説明に努めた結果、金融機関連携型や財務要件型を中心に経営者を保証人とししない承諾件数の増加につながった。

2. 経営支援・期中管理部門

ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進

(ア) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生を促進するため、金融機関や支援機関との連携を深める。

30年度は法改正により経営支援が協会の業務に位置付けられた初年度となった。対応人員を増やし、これまで行ってきた経営支援の充実や金融機関・支援機関等とのネットワークの強化を着実に進めることに取組んだ。金融機関や支援機関と連携した経営支

援・事業再生の推進については、金融機関や支援機関が主催するバンクミーティング等に積極的に参加するとともに、金融機関の経営支援関連部署に訪問し連携を図った。また、大分県中小企業再生支援協議会や大分県経営改善支援センター、大分県事業引継ぎ支援センター、大分県産業創造機構等にも訪問し、取組方針や金融機関の動向、個別案件等を含めて意見交換を行った。

(イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施

中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施については、国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や、サポートミーティングの開催も積極的に行い、中小企業の経営改善に取り組んだ。協会が行うサポートミーティングについては、その有効性が支店担当者間で広まり、これまでバンクミーティングで対応してきたケースをサポートミーティングで対応するなど、件数、回数ともに前年に比べて増加している。

経営支援により償還キャッシュフローが確保できるようになった企業には、借換えにより正常化を行い、抜本再生が必要な企業に対しては、大分県中小企業再生支援協議会と連携し、抜本再生支援に取り組むとともに経営者保証ガイドラインの適切な運用に努めた。

(ウ) 事業承継に関する支援

事業承継については、「大分県事業承継ネットワーク会議」に参加し参加各機関と意見交換を行った。また、大分県事業引継ぎ支援センターとは、訪問による情報交換のほか、同センター主催の「金融機関向け事業承継診断等研修会」に協会職員を講師として派遣し、事業承継に関する各種保証制度の説明を行うなど連携を深めた。

イ 期中管理の徹底

(ア) 正常化に向けた期中管理

金融機関本部や営業店を訪問し、金融機関との対話を通じて情報の共有を図るとともに共同管理に取り組んだ。既に事業が毀損しているケースが多く有効な手立ては少ないが、事業先との面談や資金繰りの見直しなどにより延滞債権の減少に努めた。

(イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化

代位弁済予定の先で、担保により回収が見込まれる先については、早期に金融機関と担保移転の協議を行うなどしてスムーズな事務手続きと、その後の回収に繋げる措置を心がけた。

(ウ) 内部管理体制の充実

内部管理体制の充実については、大口・グループ企業について、保証稟議時や定期的な分析によりリスク管理を行うことができた。ただし、返済緩和などを行っている先もあることから、引続き注視する必要がある。また、早期に事故となった案件については、分析・検証結果を保証担当者間で共有することにより、今後の保証審査や中小企業者へのアドバイス時などにおいて経験が活かされるようにした。

3. 回収部門

ア 効率的な回収の取組

(ア) 金融機関と連携し、代位弁済後の初動を徹底し、回収の最大化を図る。

有担保求償権については、早期解決の目的、担保所有者の意向、事業継続への影響などを考慮して交渉を行い、担保物件処分の方が得策と判断される案件については、任意処分や競売申立を行った。

(イ) サービサーを活用し、回収の効率化を図る。

新規に代位弁済した無担保求償権をサービサーに委託し、回収の底上げを図った。また、回収不能と判断された求償権については、委託解除を実施し効率化を図った。(委託解除件数151件)

(ウ) 回収見込みについては早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進める。

債権管理の実益がないと判断した求償権については、計画的に管理事務停止と求償権整理を実施したことにより管理事務の効率化を図ることができた。(管理事務停止304件、求償権整理325件)

イ 事業再生、生活再建に向けた取組

(ア) 代位弁済後も事業を継続し、定期返済を行っている中小企業・小規模事業者について、求償権消滅保証等を活用した再生支援に取り組む。

事業を継続している定期入金先については、現地訪問等により事業実態の把握に努めるとともに、必要なアドバイスを行った。この結果、1先について大分県再生支援協議会と連携し再生計画の立案を行い、平成31年4月に求償権消滅保証により再生を支援することとしている。

(イ) 保証人の資産・収入を踏まえて、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行う。

保証人については、年金生活者などの生活弱者に対しては生活にも配慮した対応や、企業再生時には経営者保証ガイドラインを踏まえた対応を行うなど、保証人の実情に配慮した対応に心がけた。

(ウ) 中小企業・小規模事業者の事業再生を円滑に進めるため、市町村の求償権放棄条例制定に向けて市町村と協議を行う。

求償権放棄条例については市町村へ要請を行い、日出町で求償権整理案件について承認された。他の市町村については、今後も継続して要請を行いたい。

4. その他間接部門

ア 人材育成の充実

(ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講を継続することにより、専門的知識の習得を目指す。

連合会等外部研修のうち課題別研修については、所属部署と協議の上、入協年数や業務経験を考慮し適任者を指名しており、受講者の業務面でのスキルアップに繋がっている。また、新設の事業承継支援講座は受講者による内部研修会を実施したことで職員への情報の共有を図ることができた。公的資格取得については、2名が中小企業診断士取得に向け学習を継続している。

(イ) 協会業務に関するノウハウを習得し、業務に的確に対応できる人材を育成するため、職員へのOJTを継続的に実施する。

若手職員の育成については、組織的な育成スキームの実施にて、育成計画を各階層で共有することが目標達成の意識付けとなっており、定期的な指導報告による指導内容の見える化が管理職から指導担当者へのタイムリーな助言に繋がっている。具体的には、ベテラン職員等の現場指導にて、金融機関や中小企業者との折衝や協議に必要なスキルの向上や業務の実務指導による知識習

得等である。入協1年目の職員には、新たな取組として事務解説書を使用した内部研修を行い、協会業務の基礎を理解できるよう努めた。

(ウ) 職場内の研修会・報告会を開催することにより、幅広い知識の習得及び情報の共有を図る。

指導担当者層には外部講師によるコーチング研修を実施し指導面の向上に努めた。

(エ) 人事交流を通じた人材の育成

人事交流を通じた人材育成については、双方の研修者の体調面、コミュニケーション面は特段問題なく、幅広い視野での中小企業支援業務の経験を通じて人材育成を図ることができた。特に、当協会の職員においては、県の企業支援の姿勢や予算関係の仕組み等を学び、協会の果たすべき役割について理解を深めた。

イ 経営基盤と業務環境の充実

(ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用する。

自己資金の運用については、年度当初に策定した運用計画に基づき、満期償還が到来した有価証券を、金融機関事業債を主体に買換えを行うとともに、新たな資金運用として法人向け特約付定期預金（期限前解約特約付固定金利型定期預金）を買入し、安全性を考慮しながら、利回りの確保にも努めた。

(イ) 提案制度やプロジェクトチームなどを活用し、業務改善・問題解決を推進する。

幅広いアイデアを募集するため提案制度に係る規程を改正し、11月に提案月間を実施した結果13件の提案があり、うち3件を実施した。また、プロジェクトチームは別館ファイル室の収納スペースに限りがある為、文書管理システムのプロジェクトチームを12月に発足した。1月10～11日に先進地協会の業務視察を実施し、導入目的の違い、検討から運用に至る一連の課題について整理を行った。

(ウ) 衛生委員会の活用など働きやすい職場環境の整備に努める。

職場環境の整備については、様式の改正により所属長が課員の消化状況を管理しやすくなったことや働き方改革関連法の趣旨を周知し職員意識の変化を促したことが奏功し、年次有給休暇の平均取得日数は前年度に対して増加している。また、衛生委員会を通じ夏期休暇（特別休暇）取得の周知を行ったことで、職員の完全消化に繋がった。また、障害者雇用については、業務内容やコミュニケーション等配慮し、モチベーションの向上にも努めたことにより、職場定着ができています。

ウ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

(ア) コンプライアンス態勢の充実。

コンプライアンス研修については、全役職員を対象とした研修だけではなく、役員・管理職、一般職員、新入職員向けなど役職に応じた内容にするなどして、法令等遵守、社会的責任等の重要性を理解させることができた。「コンプライアンスニュース」については、新聞記事を題材にした多種多様なリスクを伝えたことで、職員のコンプライアンス意識への向上を図ることができた。また、役職員を対象とした「コンプライアンスチェック」の実施により課題の掘り起こしをすることができ、その後の研修や風通しの良い組織づくりのための取り組みに繋げることができた。これらのコンプライアンスの研修・啓発活動は、その真の目的が健全な組織風土を醸成することや職員一人ひとりを守ることにあることを意識して取組んでおり、今後も継続的に行っていく。

(イ) 危機管理態勢の充実。

危機管理態勢の強化については、「危機管理ニュース」で水害やおおり運転への対応を周知し、職員個々人の身の安全確保のための啓発をすることができた。また、今年度から始めた防火管理者の有資格者養成により、将来にわたる防火体制維持や防火意識の醸成に資することができた。

(ウ) 危機発生に備えた業務態勢の充実。

危機発生に備えた業務態勢については、九州ブロックの協会にて相互応援体制を実効性のあるものにするため協議をしており、その充実に努めている。

エ 広報広聴の充実

(ア) ホームページ、機関誌、パブリシティ活動、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行う。

広報については、ホームページ等を通じ、タイムリーな情報発信を行うと共に、各種パンフレットを作成し、信用保証の取扱いに関して周知を促すことで、金融機関や中小企業・小規模事業者の利便性向上を図ることができた。特に平成30年4月からスタートした信用保証制度の見直しや中小企業・小規模事業者の大きな課題である事業承継に関して周知に取り組んだ。また、パブリシティ活動としては「TKCとの連携」や「創業セミナー開催」に関する記事が大分合同新聞やニッキンに掲載され、協会の取組みを周知することができた。

(イ) 中小企業者向けアンケートなどの活用により、中小企業・小規模事業者からの意見を収集し業務に反映する。

広聴については、中小企業・小規模事業者や金融機関に対するアンケートを行い、頂いた意見・要望により役職員の意識向上を図ることができ、また、業務運営の改善に繋げることができた。

(ウ) 各種団体の要望や当協会からの提案により、役職員が外向き、信用保証制度等に関する出前講座を実施するほか、専門学校、専修学校を対象とした学校向けの創業セミナー等の開催により、金融教育や起業マインドの醸成を図る。

出前講座についてはおおいボランティア・NPOセンター主催の「NPO基礎講座」や日本公庫・スタートアップセンターとの共催で「創業セミナー」等に出向き講師を務め、NPO法人や創業者といった金融に馴染みが薄い事業者に対して保証制度等の浸透を図ることができた。特に製菓・製パン学科の学生向け創業セミナーでは、受講者から「違った面から製菓・製パン業界のことを知ることができた」「今後起業したいと思ったときの参考にしたい」等の評価を得ている。

外部評価委員会意見書（平成30年度経営計画）

令和元年6月14日、大分県信用保証協会から平成30年度事業概要及びそれに対する自己評価について説明を受けた。これについて、当委員会の意見は次のとおりである。

総括

大分県信用保証協会では、金融機関との協調融資や積極的な金融機関訪問などを通じて金融機関との連携体制を構築しており、返済負担を軽減する借換保証や定時償還を伴わない資金を継続的に支援する継続型短期保証等を通じて中小企業・小規模事業者の実情に合わせた金融支援が行われている。

また、専門家派遣事業や経営安定化支援事業等を通じた経営支援やサポートミーティングによる調整を通じて中小企業・小規模事業者の経営・再生支援に取り組んでいることは評価できる。

平成30年度は収支差額2億58百万円を計上し、このうち1億29百万円を収支差額変動準備金に、1億29百万円を基金準備金に繰り入れ、年度末における基本財産は157億43百万円となり着実に増強が図られた。

しかし、県内の中小企業・小規模企業者は減少が続いており、地方の活性化に向けて、創業、事業承継、経営・再生支援など様々な局面に必要な資金が行き渡るよう、今後も金融機関との適切に連携して資金繰りの円滑化に努めていただきたい。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展に貢献できるよう不断の経営努力を期待する。

保証部門について

信用保証協会法等が改正された中、従来からの取組みである金融機関との協調融資や積極的な金融機関訪問などを通じて金融機関との連携体制を構築しており、全国的にも高い水準でプロパー融資と保証付き融資を組み合わせた支援が行われている。中小企業・小規模事業者に必要な資金が行き渡るよう、今後も金融機関との適切に連携して資金繰りの円滑化に努めていただきたい。

また、返済負担を軽減する借換保証や定時償還を伴わない資金を継続的に支援する継続型短期保証等を通じて中小企業・小規模事業者の実情に合わせた支援が行われていることは評価できる。引き続き寄り添った姿勢で金融支援に取り組んでいただきたい。

地方創生に向けて、創業者に対する資金供給や創業後のフォローアップ、事業承継に対する保証制度の周知や推進などに取り組んでいるが、支援の効果を高めるためには地方公共団体や支援機関、金融機関との連携を図ることが重要であるため、継続的に連携の充実に努めていただきたい。

期中管理部門について

信用保証協会法の改正により平成30年度から経営支援が業務に追加されている。中小企業・小規模事業者の経営者の中には問題を抱えているものの、相談する窓口や解決手段が見つけられず悩んでいる方がいるので、企業訪問等を通じて経営者の相談に応じることや、各種支援を通じて経営課題の解決につなげることが保証協会には期待されている。

専門家派遣制度や経営安定化支援事業等は、中小企業・小規模事業者の経営改善に必要な支援であるので、引き続き内容の充実に努めていただきたい。また、サポートミーティングは、経営改善計画の実現に向けた関係者の合意形成の場として重要性が高まっており、保証協会が金融機関同士や中小企業との調整役となることが求められている。

再生支援については、その性質上多くの件数は期待できないが、地域の雇用や経済を維持する観点から、収益が期待できる事業が継続できるよう金融機関や関係機関と連携した再生支援が期待されている。

回収部門について

回収は、近年は、無担保や第三者保証人のいない求償権が増加しており回収環境は厳しさを増しているが、有担保求償権については代位弁済前から物件処分早期着手したことに加え、無担保求償権はサービサーを活用するなど、回収の最大化・効率化に取り組んでいる。一方、代位弁済となっても事業を継続している企業に対しては、大分県再生支援協議会等と連携の下で再生計画を立案し、求償権消滅保証等による正常化を図るといことも期待されている。

その他間接部門について

人材育成については、連合会研修等による研修制度やOJTにより、充実した取組みが行われていることは評価できる。入協3年目までの若手職員に対する人材育成は充実してきているので、それ以降も継続的な人材育成をすることが更なる組織の底上げにつながると期待される。

コンプライアンス体制については、大きな事故もなく着々と取組みの充実度が増してきている。引き続き適切な業務運営に努めるとともに、事故発生時における報告体制やコンプライアンスに関する内部相談窓口を充実させ早期の問題把握を行うことが内部統制において重要である。

広報・広聴は、保証協会の役割や取組みを発信することが定着してきているので、これまでの取組みを磨き上げることが求められている。

令和元年7月5日

大分県信用保証協会外部評価委員会

委員長 岡村 邦彦

副委員長 河野 光雄

平成30年度財務報告

○貸借対照表

(平成31年3月31日現在) (単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	基本財産	15,742,813,123
預け金	7,542,064,605	基金	5,403,887,000
金銭信託	0	基金準備金	10,338,926,123
有価証券	16,311,849,604	制度改革促進基金	49,166,132
その他有価証券	104,148,680	収支差額変動準備金	5,712,000,000
動産・不動産	958,702,136	責任準備金	818,073,097
損失補償金見返	0	求償権償却準備金	56,040,993
保証債務見返	136,312,182,894	退職給与引当金	376,094,267
●求償権	204,549,408	損失補償金	278,956,265
雑勘定	454,331,004	保証債務	136,312,182,894
仮払金	6,971,762	求償権補填金	0
厚生基金	21,423,000	借入金	0
連合会勘定	6,052	雑勘定	2,542,501,560
未収利息	24,084,786	仮受金	15,283,727
●未経過保険料	401,845,404	保険納付金	42,491,287
		損失補償納付金	16,564,328
		未経過保証料	2,459,588,293
		未払保険料	1,055,371
		未払費用	7,518,554
合 計	161,887,828,331	合 計	161,887,828,331

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金や日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出損金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】の2つから成っています。

制度改革促進基金

国が実施する施策の円滑な導入・促進を図るため、及び中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、協会の経営基盤を強化することを目的とした基金です。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上します。

○財産目録

(平成31年3月31日現在) (単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	818,073,097
預け金	7,542,064,605	求償権償却準備金	56,040,993
金銭信託	0	退職給与引当金	376,094,267
有価証券	16,311,849,604	損失補償金	278,956,265
その他有価証券	104,148,680	保証債務	136,312,182,894
動産・不動産	958,702,136	求償権補填金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	136,312,182,894	雑勘定	2,542,501,560
求償権	204,549,408		
譲受債権	0		
雑勘定	454,331,004		
合 計	161,887,828,331	合 計	140,383,849,076
		正味財産	21,503,979,255

○ 収支計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位：円)

科 目	金 額
経常収入	1,819,014,523
保証料	1,209,704,357
預け金利息	1,440,468
有価証券利息・配当金	160,619,942
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	9,356,751
事務補助金	321,211,428
責任共有負担金	109,781,000
雑収入	6,900,577
経常支出	1,539,900,945
業務費	643,395,525
借入金利息	0
信用保険料	896,505,420
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0
経常収支差額	279,113,578
経常外収入	2,679,820,477
償却求償権回収金	43,744,945
責任準備金戻入	871,993,600
求償権償却準備金戻入	163,225,398
求償権補填金戻入	1,583,230,535
(保険金)	(1,512,171,299)
(損失補償補填金)	(71,059,236)
補助金	0
その他収入	17,625,999
経常外支出	2,868,578,116
求償権償却	1,972,006,160
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	7,757,557
退職金	575,000
責任準備金繰入	818,073,097
求償権償却準備金繰入	56,040,993
その他支出	14,125,309
経常外収支差額	▲ 188,757,639
制度改革促進基金取崩額	167,943,626
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	258,299,565
収支差額変動準備金繰入額	129,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	129,299,565

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

責任共有負担金納付金

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合(平均填補率)に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

保証料

決算上の保証料は受入保証料のうち当該決算期間に対応する額が計上されます。

責任共有負担金

責任共有制度にて負担金方式を選択した金融機関より受領した負担金です。金融機関毎の平均保証債務残高に対する代位弁済率にて算出されます。

制度改革促進基金取崩額

部分保証にかかる代位弁済による損失等は、それを補うために別途国から受領した制度改革促進基金を取崩すことができることとなっています。

信用保証の動向

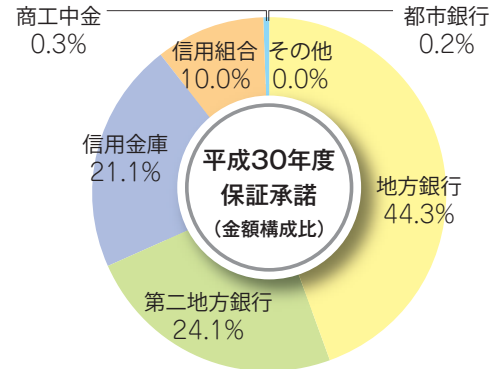
(※表中の名金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

平成30年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

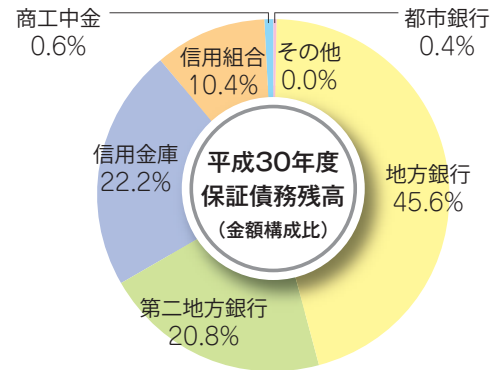
区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	8	128,000	75.3	0.2
地方銀行	2,291	27,550,346	99.6	44.3
第二地方銀行	1,567	14,988,086	118.8	24.1
信用金庫	1,660	13,129,503	107.2	21.1
信用組合	740	6,224,742	110.6	10.0
商工中金	12	182,182	118.0	0.3
その他	0	0	—	0.0
合計	6,278	62,202,858	106.3	100.0



○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

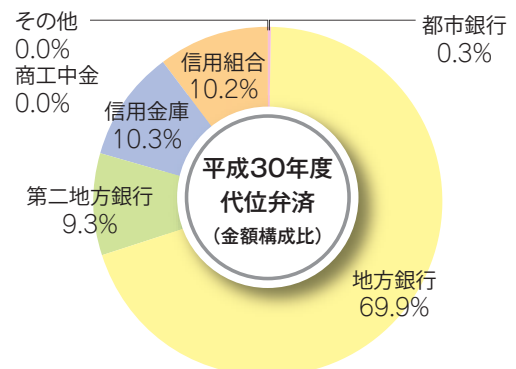
区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	50	570,996	73.2	0.4
地方銀行	6,491	62,179,125	91.7	45.6
第二地方銀行	3,844	28,318,257	98.9	20.8
信用金庫	4,845	30,284,134	96.4	22.2
信用組合	2,173	14,141,026	97.0	10.4
商工中金	75	801,895	79.8	0.6
その他	1	16,750	—	0.0
合計	17,479	136,312,183	94.5	100.0



○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	1	5,598	0.0	0.3
地方銀行	85	1,232,002	148.3	69.9
第二地方銀行	29	164,740	71.5	9.3
信用金庫	43	181,314	71.9	10.3
信用組合	25	179,468	69.2	10.2
商工中金	0	0	—	0.0
その他	0	0	—	0.0
合計	183	1,763,121	109.7	100.0



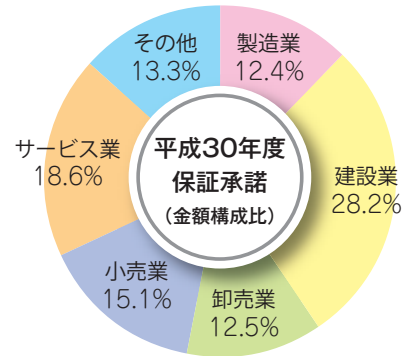
注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。(前年比も同じ)

平成30年度信用保証業務の状況〈業種別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

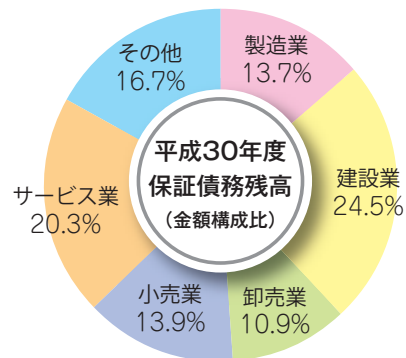
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	741	7,726,888	103.2	12.4
建設業	1,901	17,512,361	102.8	28.2
卸売業	638	7,750,782	104.0	12.5
小売業	1,065	9,407,013	111.8	15.1
サービス業	1,170	11,556,139	111.0	18.6
その他	763	8,249,676	107.2	13.3
合計	6,278	62,202,858	106.3	100.0



○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

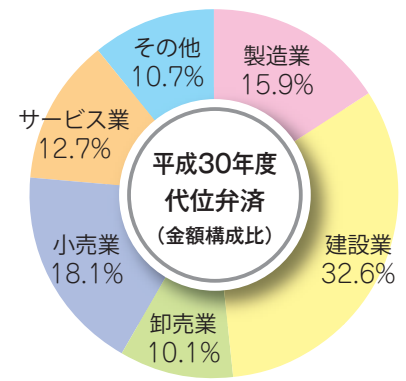
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	2,146	18,656,464	90.0	13.7
建設業	4,682	33,404,918	95.2	24.5
卸売業	1,535	14,852,589	96.4	10.9
小売業	2,835	18,922,193	95.2	13.9
サービス業	3,517	27,725,960	93.3	20.3
その他	2,764	22,750,059	97.3	16.7
合計	17,479	136,312,183	94.5	100.0



○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	18	279,984	70.7	15.9
建設業	46	574,275	202.7	32.6
卸売業	15	178,849	94.8	10.1
小売業	45	318,672	110.0	18.1
サービス業	31	223,133	122.3	12.7
その他	28	188,208	70.3	10.7
合計	183	1,763,121	109.7	100.0



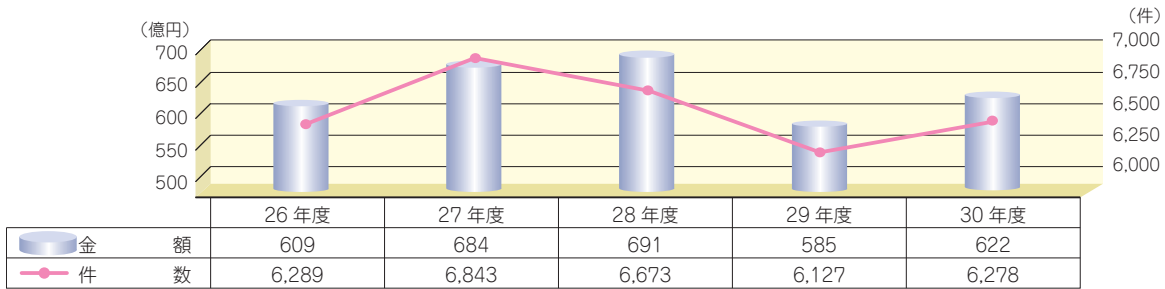
平成30年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

(単位：件、千円、%)

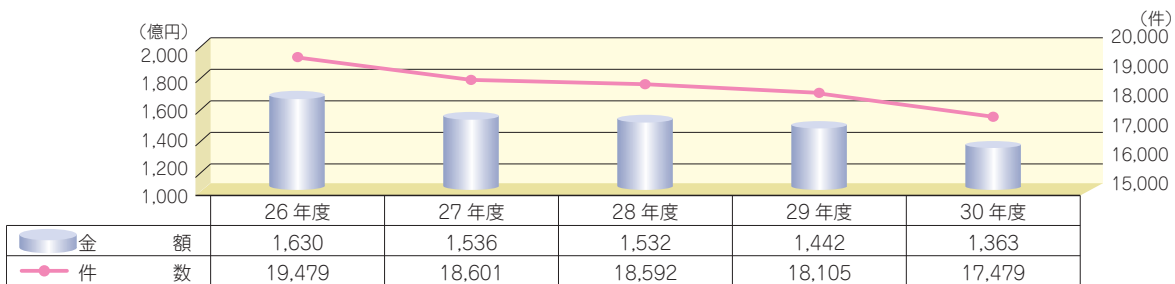
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
大分市	2,693	26,724,646	102.8	43.0	7,511	58,386,465	94.5	42.8	76	675,344	88.7	38.3
別府市	687	7,054,961	97.1	11.3	2,023	16,474,330	93.1	12.1	19	162,302	235.9	9.2
中津市	460	5,730,331	128.0	9.2	1,118	10,390,690	103.7	7.6	14	161,514	168.3	9.2
日田市	513	4,039,075	103.3	6.5	1,431	9,041,548	99.3	6.6	8	68,401	63.5	3.9
佐伯市	387	3,528,052	118.1	5.7	1,008	8,585,200	89.5	6.3	23	285,089	95.5	16.2
臼杵市	200	2,273,410	82.4	3.7	523	5,122,794	87.4	3.8	7	206,479	1,658.7	11.7
津久見市	74	748,300	71.4	1.2	237	1,683,562	90.3	1.2				
竹田市	155	1,791,700	134.7	2.9	378	2,774,065	100.6	2.0	4	21,302	82.7	1.2
豊後高田市	102	1,002,740	176.5	1.6	261	2,258,237	101.0	1.7	3	32,379	153.4	1.8
杵築市	141	1,079,680	129.3	1.7	343	2,674,418	93.8	2.0	2	2,247	8.4	0.1
宇佐市	282	2,694,290	117.7	4.3	682	5,089,436	98.3	3.7	6	17,474	1,416.4	1.0
豊後大野市	152	1,614,220	118.9	2.6	400	2,730,300	91.4	2.0	4	53,095	74.9	3.0
由布市	137	1,170,910	98.3	1.9	609	4,349,179	90.1	3.2	2	2,516	4.9	0.1
国東市	72	551,950	90.6	0.9	228	1,533,509	92.0	1.1	3	13,616	—	0.8
姫島村	1	500	6.3	—	6	19,115	57.1	—				
日出町	115	1,252,150	114.0	2.0	293	2,144,038	89.3	1.6	3	4,885	25.6	0.3
九重町	35	399,700	161.0	0.6	201	1,648,069	90.7	1.2	2	5,268	34.1	0.3
玖珠町	72	546,244	105.2	0.9	227	1,407,228	91.7	1.0	7	51,212	301.2	2.9
合計	6,278	62,202,858	106.3	100.0	17,479	136,312,183	94.5	100.0	183	1,763,121	109.7	100.0

(注) 比率は、1,000.0%以上のときは「***」、前年が0のときは「—」を表示しています。

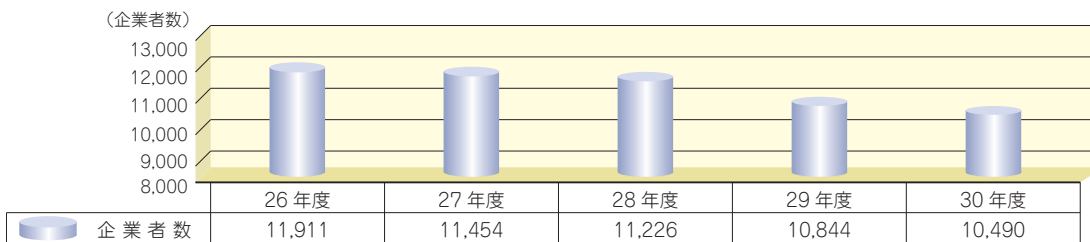
○保証承諾の推移



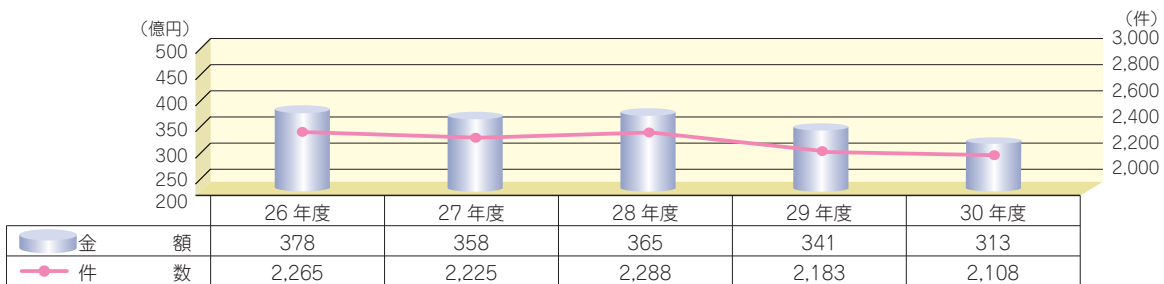
○保証債務残高の推移



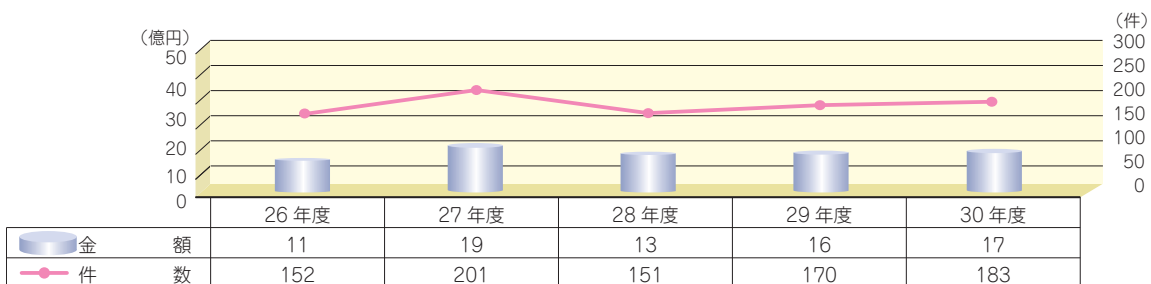
○利用企業者数の推移



○条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）



○代位弁済の推移



第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

I. 基本方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の景気は、海外経済の回復や雇用・所得環境の改善がみられる中で、民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

今後は海外経済の回復が続く下、各種政策の効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、景気は緩やかに回復することが見込まれます。

大分県内の景気は、平成28年の熊本地震に続いて、平成29年も九州北部豪雨や台風第18号と続いて自然災害が発生したことにより、観光関連事業を中心に打撃を受けました。一方で県内の有効求人倍率は過去最高水準となり、大分市の地価も19年ぶりに上昇するなど全体的には景気回復の動きが見られます。今後は個人消費が全体として底堅く推移し、災害からの復旧・復興に関する需要も期待されるため緩やかに回復していくことと見られていますが、人手不足の影響が懸念されています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

大分県の小企業倒産は、金融機関が中小企業金融円滑化（以下、「金融円滑化」という。）の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めていることなどもあり、低水準で推移しています。また、低金利政策が続く中で金融機関の積極的な融資姿勢と相まって、中小企業・小規模事業者における資金調達や金融機関の融資姿勢に対する不安も薄まっています。

一方、後継者不足などにより廃業する企業が増加し、中小企業・小規模事業者は減少傾向にあります。また、当協会を利用している中小企業・小規模事業者においては、返済条件の変更を行っている企業数はほぼ横ばいで推移しており、構造改革や業績回復が遅れている企業の動向には注視が必要です。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、信用保証協会法等関連法の改正趣旨を踏まえ、経営努力をひたむきに続ける中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を支援します。このため、金融機関や商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等支援機関（以下、「支援機関」という。）と連携を図り、現場主義・顧客主義を継続して中小企業・小規模事業者の多様なライフステージに応じた金融や経営の支援に取り組むとともに、地域に根差す公的保証機関として地方創生等への貢献を果たすための取組を推進します。

加えて、これらの業務を適切に遂行するため協会自身の経営基盤の強化にも努めるべく次の項目に取り組めます。

(1) 中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を促すため、当該中小企業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資などリスク分担に取り組みます。このため、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。

また、中小企業・小規模事業者の実情の把握に努め、ライフステージに応じた様々な資金需要に対して安定的な資金調達を支援することとし、とりわけ資本金・信用力が乏しく資金繰りが不安定になりやすい小規模事業者や創業者等には寄り添った姿勢で積極的な支援に取り組めます。

加えて、公的保証機関の役割として、国の施策に応じた資金繰り支援を行うほか、地方公共団体や支援機関と連携を図り地域の実情に応じた制度資金等の対応を行います。

ア 金融機関と連携した資金繰り支援

中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針に着眼

し、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資などリスク分担に取り組みます。このため、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。

(ア) 金融機関との対話

(イ) 提携保証等による対応

イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた資金繰り支援

中小企業・小規模事業者がライフステージに応じて必要とする多様な資金需要に対し、個々の中小企業者の状況を勘案しつつきめ細かくスピーディーな対応を行います。

(ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

(イ) 創業者に対する支援

(ウ) 小規模事業者等に対する支援

(エ) 事業承継に関する支援

(オ) 危機発生時における支援

(カ) 金融機関紹介の対応

ウ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

国の施策に応じた資金繰り支援を行うほか、地方公共団体や支援機関と連携を図り地域の実情に応じた制度資金等の対応を行います。

(ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進

(イ) 地方公共団体や支援機関等との連携

(ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応

(2) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進

信用保証協会法改正により経営支援業務が信用保証協会の業務に明記されたことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた支援はこれまで以上に重要性が高まっています。また、金融円滑化法の終了後においても、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、構造改革や業績回復にむけた取組や抜本的再生の取組が期待されているところです。加えて、後継者不在により廃業する企業も増えてきており、事業承継支援に取り組む必要があります。

こうした中で、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添い、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営支援・事業再生に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権管理についても金融機関との協議や企業訪問により適切に状況把握を行い、改善計画策定や条件変更などの支援措置を講じるとともに、やむなく代位弁済に至る場合は早期回収につなげるため代位弁済の円滑化を図ります。

ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進

中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営支援・事業再生に取り組めます。また、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して事業承継に関する支援を行います。

(ア) 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に向けた金融機関や支援機関との連携強化

(イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施

(ウ) 事業承継に関する支援

イ 期中管理の徹底

延滞債権管理についても金融機関との協議や企業訪問により適切に状況把握を行い、改善計画策定や条件変更などの支援措置を講じるとともに、やむなく代位弁済に至る場合は早期回収につなげるため代位弁済の円滑化を図ります。

また、中小企業・小規模事業者における経営状況の把握等内部管理体制の充実を図ります。

(ア) 正常化に向けた期中管理

(イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化

(ウ) 内部管理体制の充実

(3) 中小企業・小規模事業者等の実情に応じた回収の取組

近年は、代位弁済が低水準で推移していることに加えて、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。また、求償権回収の重要性に変わりはないものの、経済的合理性や再生支援の観点から回収の最大化を求めて超長期に渡る回収を続ける効果が薄れてきています。

こうした中で、求償権回収においては早期に回収に着手し回収可能性を探るとともにサービサーを活用するなどにより効率的に回収に取り組む必要があります。また、中小企業・小規模事業者等における個々の実情に応じたきめ細かな対応が求められており、事業再生や生活再建の支援を視野に入れた抜本再生の取組や経営者保証ガイドラインへの対応を行います。

ア 効率的な回収の取組

求償権の回収は代位弁済からの時間経過により回収率が大きく低下していくという傾向を踏まえて、改めて初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図ります。また、回収見込みについては早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

- (ア) 代位弁済後の初動を徹底した回収の最大化
- (イ) サービサーを活用した回収の効率化
- (ウ) 管理事務停止・求償権整理による効率化

イ 事業再生、生活再建に向けた取組

代位弁済後も事業を継続している中小企業・小規模事業者に対しては、事業再生に向けた支援に取り組みます。また、保証人に対しては資産・収入を踏まえ、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行います。

- (ア) 求償権消滅保証等を活用した再生支援
- (イ) 保証人に対する経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細かな対応
- (ウ) 市町村との求償権放棄条例制定に向けた協議

(4) 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

地域に根ざし公的性質を有する信用保証協会として、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取組を実施します。また、こうした取組を進めるにあたり、地方公共団体や金融機関等と連携・協力を進めていきます。

- (ア) 地方公共団体、金融機関等と連携した取組
- (イ) セミナー等による金融教育や起業マインドの醸成
- (ウ) 大分県中小企業復興支援協議会による熊本地震被災企業に対する利子等支援事業の適切な実施

(5) 協会の役割を果たすための経営基盤の充実

信用保証協会を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、人材の育成に取り組むとともに、経営基盤と業務環境の充実に取り組めます。また、公的保証機関としてのコンプライアンス態勢の強化や災害・システム障害等の緊急事態においても的確に対応できる危機管理態勢の強化を図ります。さらには、中小企業・小規模事業者の利便性向上のために広報・広聴活動の充実を図ります。

ア 人材育成の充実

信用保証協会に期待される役割は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援から地方創生への貢献まで幅広いものとなっています。これらの業務に的確に対応するため、当協会の有する人的資源を有効に活用するとともに人材の育成に取り組めます。

- (ア) 外部研修等による専門的知識の習得
- (イ) OJTによる協会業務に関するノウハウの習得
- (ウ) 内部研修等による知識の習得及び情報の共有
- (エ) 人事交流を通じた人材の育成

イ 経営基盤と業務環境の充実

経営基盤の充実に向けて安全かつ効率的な資金の運用に努めます。また、幅広い信用保証協会の業務を限られた人員により適切に実施するため、業務運営の効率化を図ります。さらに、職場環境を整備し働きやすい職場づくりに努めます。

- (ア) 安全性や効率性等を考慮した自己資金の運用
- (イ) 業務の改善や職場内の問題解決に向けた取組
- (ウ) 働きやすい職場環境の整備

ウ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

近年は企業不祥事が相次ぎ企業自体の存在意義を問われる事態につながっています。社会におけるコンプライアンスの要請は単なる法令遵守に留まらず、より高いレベルを求められていることを踏まえ、当協会でも引き続きコンプライアンス態勢の充実に取り組む必要があります。また、今後、熊本地震等の自然災害が近年増加していることや南海トラフ大地震も懸念されることなどから、危機管理態勢の強化を図ります。

- (ア) コンプライアンス態勢の充実
- (イ) 危機管理態勢の充実
- (ウ) 危機発生に備えた業務態勢の充実

エ 広報・広聴の充実

保証付き融資を有効に、かつ、幅広く利用してもらうためには信用保証制度の仕組みや当協会の取組、制度融資などについて分かりやすく周知する広報が必要であることに加え、中小企業・小規模事業者や金融機関のニーズを把握し、より利用しやすい信用保証協会にしていくために広聴も重要となることから、広報・広聴の充実を図ります。

- (ア) 広報の充実
- (イ) 広聴の充実

II. 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	年度		
	30年度	31年度(令和元年度)	令和2年度
保証承諾	60,000	60,000	60,000
保証債務残高	140,000	135,000	130,000
代位弁済	3,000	3,000	3,000
実際回収	450	450	450

平成31年度（令和元年度）経営計画

I. 経営方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の景気は、海外経済の回復や雇用・所得環境の改善がみられる中で、個人消費は持ち直し、設備投資も増加するなど緩やかに回復しています。

大分県内の景気は、近年相次ぐ自然災害に見舞われ、観光関連産業を中心に大きな影響を受けましたが、インバウンドが堅調に推移し、有効求人倍率も高水準で雇用情勢も着実に改善するなど、緩やかな回復基調が続いています。

今後は個人消費や生産活動が持ち直していくことが期待されますが、世界経済において金融危機後の景気拡大局面が10年経過する中、米中貿易摩擦、イギリスのEU離脱問題などの世界経済の影響や、消費税率引き上げ、人手不足などの国内経済の影響が懸念されています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

大分県の企業倒産は、緩やかな景気の持ち直しと金融機関が中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めていることなどもあり、低水準で推移しています。また、低金利政策が続く中で金融機関の積極的な融資姿勢と相まって、中小企業・小規模事業者における資金調達や金融機関の融資姿勢に対する不安も薄まっています。

一方、後継者不在などにより廃業する企業が増加傾向にあり、円滑な事業承継が大きな課題となっています。また、当協会を利用している中小企業・小規模事業者においては、返済条件の変更を行っている企業数はほぼ横ばいで推移しており、構造改革や業績回復が遅れている企業の動向には注視が必要です。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、経営努力をひたむきに続ける中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を支援します。このため、金融機関や商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等支援機関（以下、「支援機関」という。）と連携を図り、現場主義・顧客主義を継続して中小企業・小規模事業者の多様なライフステージに応じた金融や経営の支援に取り組むとともに、地域に根差す公的保証機関として地方創生等への貢献を果たすための取組を推進します。加えて、これらの業務を適切に遂行するため協会自身の経営基盤の強化にも努めるべく次の項目に取り組めます。

II. 重点課題

1. 保証部門

(1) 現状認識

平成30年度は、全国の保証承諾前年比が101.7%（平成31年1月末）となり、当協会も106.5%（平成31年2月末）で底打ち感が出てきました。一方、新規資金及び設備資

金の需要はまだ活況化しておらず、大分県内では一部の地域を除きいまだ低迷しています。そのような中、中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を促すため、当該中小企業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資などリスク分担に取り組みます。平成31年度はラグビーワールドカップの大分開催等もあり、観光・サービス業の資金需要の増加も見込まれます。このため、日常的に金融機関との対話を行い、連携体制の構築を行います。

また、中小企業・小規模事業者の実情の把握に努め、ライフステージに応じた様々な資金需要に対して安定的な資金調達を支援することとし、とりわけ資本金・信用力が乏しく資金繰りが不安定になりやすい小規模事業者等には平成30年8月に創設した継続型短期保証Tan 5・5000の活用により、返済負担のない制度で経営実態に寄り添った姿勢で積極的な支援に取り組みます。

加えて、公的保証機関の役割として、国の施策に応じた資金繰り支援を行うほか、地方公共団体や支援機関等と連携を図り地域の実情に応じた提携保証制度の創設や事業承継、災害対策制度資金等の対応や地方創生への貢献に向けた取組を行います。

(2) 具体的な課題

- ア 金融機関と連携した資金繰り支援
- イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた資金繰り支援
- ウ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

(3) 課題解決のための方策

- ア 金融機関と連携した資金繰り支援
 - 中小企業庁により公表された「信用保証制度の利用状況」等を参考に、中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針を考慮の上、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた協調融資などリスク分担に取り組みます。このため、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。
- ア) 金融機関との対話
 - ①中小企業庁により公表された「信用保証制度の利用状況」等を参考に、リスク分担に関する方針等について金融機関本部・営業店との日常的な対話に努めます。
 - ②金融機関と地区毎の勉強会・懇談会等を開催し、金融機関と連携した支援体制の基盤づくりに努めます。
 - ③個別中小企業者に対する金融機関の支援方針の把握に努め、情報の蓄積を行います。
 - ④地域における金融機関とのリスク分担の状況について引き続き把握を行います。
 - ⑤ベストプラクティス事例の収集を行い、内部担当者間の共有のみならず金融機関等とも事例を共有します。
- イ) 提携保証等による対応
 - ①金融機関と連携した提携制度や金融機関の要望に対応した制度等を推進します。
- イ 中小企業・小規模事業者のライフステージに対応した資金繰り支援
 - 中小企業・小規模事業者がライフステージに応じて必要

とする多様な資金需要に対し、個々の中小企業者の状況を勘案しつつきめ細かくスピーディーな対応を行います。

(ア) 中小企業・小規模事業者の資金繰り安定・経営改善に向けた支援

- ①企業訪問を通じて中小企業・小規模事業者の実態把握やアドバイスをを行います。
- ②中小企業・小規模事業者の個々の実態や需要に応じて、借換保証などの提案により資金繰りを支援します。
- ③中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため引き続きスピーディーな対応を行います。

(イ) 創業者に対する支援

- ①事業リスクの判定が困難なものの、今後の事業活動が見込まれる創業者等への資金繰り支援を積極的に行います。
- ②県が取り組むおおいスタートアップ支援事業に協働し、おおいスタートアップセンターとの連携を図ります。
- ③創業者に対するフォローアップを行います。

(ウ) 小規模事業者等に対する支援

- ①小規模事業者のため様々な要因により十分な資金調達ができないものの、今後の事業活動が見込まれる小規模事業者への資金繰り支援を積極的に行います。
- ②地域の事業・雇用を担うNPO法人の利用を促進します。
- ③小規模事業者等を対象とした新制度の創設・既往制度の改善を検討します。

(エ) 事業承継に関する支援

- ①事業承継を支援するため、大分県事業承継資金や特定経営承継関連保証等により必要な資金調達を支援するとともに、信用保証料負担の軽減に取り組みます。

(オ) 危機発生時における支援

- ①自然災害や経済危機が発生した際には公的機関の使命として積極的かつスピード感を持った取組を行います。

(カ) 金融機関紹介の対応

- ①平成30年4月から、金融機関紹介窓口を設置しており、引き続き対応します。

ウ 政策保証や地公体制度融資等による資金繰り支援

国の施策に応じた資金繰り支援を行うほか、地方公共団体や支援機関と連携を図り地域の实情に応じた制度資金等の対応を行います。

(ア) 中小企業・小規模事業者にメリットがある地公体制度融資の推進

- ①中小企業・小規模事業者の費用負担を考慮し、低金利固定や信用保証料の助成がある地公体制度融資などを提案します。

(イ) 地方公共団体や支援機関等との連携

- ①地方公共団体や支援機関等の訪問等を通じて、地域の景気や中小企業・小規模事業者の動向・ニーズの把握に努めます。
- ②地域の課題に対応するため、地方公共団体や金融機関等と連携し、保証制度創設や地域ファンドへの出資等の検討を行います。
- ③当協会が事務局を務める大分県中小企業復興支援協議会の熊本地震被災企業に対する利子等支援事業を適切に実施します。
- ④支援機関等と連携した提携保証制度を創設し、支援機関

等との連携を図ります。

(ウ) 経営者保証を不要とする保証の対応

- ①経営者保証ガイドラインに基づいた経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて周知を行います。
- ②金融機関の支援状況や中小企業・小規模事業者の財務内容等を確認の上、経営者保証ガイドラインを適切に運用し、経営者保証を不要とする保証を行います。

2. 経営支援・期中管理部門

(1) 現状認識

信用保証協会法改正により経営支援業務が信用保証協会の業務に明記されたことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた支援はこれまで以上に重要性が高まっています。また、金融円滑化法の終了後においても、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、そのような企業に対しては、出口戦略を模索している金融機関もあり、構造改革や業績回復にむけた取組や抜本的再生の取組が期待されているところです。加えて、後継者不在により廃業する企業も増えてきており、事業承継支援に取り組む必要があります。

こうした中で、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添い、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営支援・事業再生に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権管理についても金融機関との協議や企業訪問により適切に状況把握を行い、改善計画策定や条件変更などの支援措置を講じるとともに、やむなく代位弁済に至る場合は早期回収につなげるため代位弁済の円滑化を図ります。

(2) 具体的な課題

- ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進
- イ 期中管理の徹底

(3) 課題解決のための方策

- ア 金融機関や支援機関と連携した経営支援・事業再生の推進
 - ①中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多種多様な経営課題に対して、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営支援・事業再生に取り組めます。また、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して事業承継に関する支援を行います。
- イ 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生を促進するため、金融機関や支援機関との連携を深めます。
 - ①金融機関や支援機関が主催するバンクミーティング等に積極的に参加し、連携して経営支援・事業再生に取り組めます。
 - ②大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。
 - ③中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援を円滑に進めるため、大分県中小企業再生支援協議会等関係機関

との連携を強化します。

(イ) 中小企業・小規模事業者の課題解決に向けた経営支援・事業再生の実施

- ①当協会の独自事業である「専門家派遣事業」を実施し、中小企業・小規模事業者の課題解決に取り組みます。
- ②国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」を実施し、経営診断や経営改善計画の策定を支援します。
- ③当協会が主催するサポートミーティングの開催を働きかけます。
- ④当協会の独自事業である「大分県経営改善支援センターの経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」を実施し、大分県経営改善支援センターと連携して経営改善計画の策定を積極的に支援します。
- ⑤リスク先企業の改善状況等をきめ細かくフォローし、条件緩和と債権の借換を通じて、経営の正常化に努めます。
- ⑥再生局面において、個々の中小企業者の状況を勘案しつつ、各種再生手法を活用した再生支援に取り組むとともに経営者保証ガイドラインの適切な運用に努めます。
- ⑦経営支援の効果的な実施に向けた検証のためのデータ収集に取り組みます。

(ウ) 事業承継に関する支援

- ①大分県事業引継ぎ支援センターとの連携等を通じて事業承継を支援します。

イ 期中管理の徹底

延滞債権管理についても金融機関との協議や企業訪問により適切に状況把握を行い、改善計画策定や条件変更などの支援措置を講じるとともに、やむなく代位弁済に至る場合は早期回収につなげるため代位弁済の円滑化を図ります。

また、中小企業・小規模事業者における経営状況の把握等内部管理体制の充実を図ります。

(ア) 正常化に向けた期中管理

- ①延滞先や事故報告先について、金融機関営業店及び本部との共同管理により、その正常化に取り組めます。
- ②必要に応じ、金融機関や中小企業・小規模事業者の訪問を通じて状況を把握するとともに、条件変更等を活用した資金繰りの改善支援を行います。

(イ) 早期回収に向けた代位弁済の円滑化

- ①金融機関担保について、回収部門と連携して金融機関との協議を行い、担保取得方針の早期確立に努めます。
- ②当協会の事務手続の周知を行い代位弁済の円滑化を図ります。

(ウ) 内部管理体制の充実

- ①大口企業及びグループ企業については、件数・金額の増減や財務内容の傾向等を引き続き分析します。
- ②早期事故案件の分析・検証を充実します。

3. 回収部門

(1) 現状認識

近年は、代位弁済が低水準で推移していることに加え、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。また、求償権回収の重要性に変わりはないものの、経済的合理性や再生支援の観点から回収の最大化を求めて超

長期に渡る回収を続ける効果が薄れてきています。

こうした中で、求償権回収においては早期に回収に着手し回収可能性を探るとともにサービサーを活用するなどにより効率的に回収に取り組む必要があります。また、中小企業・小規模事業者等における個々の実情に応じたきめ細かな対応が求められており、事業再生や生活再建の支援を視野に入れた抜本再生の取組や経営者保証ガイドラインへの対応を行います。

(2) 具体的な課題

- ア 効率的な回収の取組
- イ 事業再生、生活再建に向けた取組

(3) 課題解決のための方策

- ア 効率的な回収の取組
 - 求償権の回収は代位弁済からの時間経過により回収率が大きく低下していくという傾向を踏まえて、改めて初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図ります。また、回収見込みについては早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。
- (ア) 金融機関と連携し、代位弁済後の初動を徹底し回収の最大化を図ります。
 - ①中小企業・小規模事業者等の経営や収入・資産状況を把握するとともに、早期回収に向けた交渉を行います。
 - ②有担保求償権は、金融機関との連携等を通じて早期処分を図ります。
- (イ) サービサーを活用し、回収の効率化を図ります。
 - ①新規に代位弁済した無担保求償権は、サービサーに委託し、回収の底上げを図ります。
 - ②サービサーの調査により回収不能と判断された求償権については、委託解除を実施し効率化を図ります。
- (ウ) 回収見込みについては早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。
- イ 事業再生、生活再建に向けた取組
 - 代位弁済後も事業を継続している中小企業・小規模事業者に対しては、事業再生に向けた支援に取り組めます。また、保証人に対しては資産・収入を踏まえ、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行います。
- (ア) 代位弁済後も事業を継続し、定期返済を行っている中小企業・小規模事業者について、求償権消滅保証等を活用した再生支援に取り組めます。
- (イ) 保証人の資産・収入を踏まえて、経営者保証ガイドライン等を活用したきめ細やかな対応を行います。
- (ウ) 中小企業・小規模事業者の事業再生を円滑に進めるため、市町村の求償権放棄条例制定に向けて市町村と協議を行います。

4. その他間接部門

(1) 現状認識

信用保証協会を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、人材の育成に取り組むとともに、経営基盤と業務

環境の充実に取り組みます。また、公的保証機関としてのコンプライアンス態勢の強化や、災害・システム障害等の緊急事態においても確に対応できる危機管理態勢の強化を図ります。さらには、中小企業・小規模事業者の利便性向上のために広報・広聴活動の充実に図るとともに、地方創生・地域社会に貢献します。

(2) 具体的な課題

- ア 人材育成の充実
- イ 経営基盤と業務環境の充実
- ウ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実
- エ 広報・広聴の充実と地方創生・地域社会への貢献

(3) 課題解決のための方策

- ア 人材育成の充実
 - 信用保証協会に期待される役割は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援から地方創生への貢献まで幅広いものとなっています。これらの業務に的確に対応するため、当協会の有する人的資源を有効に活用するとともに人材の育成に取り組みます。
- イ 経営基盤と業務環境の充実
 - 経営基盤の充実に向けて安全かつ効率的な資金の運用に努めるとともに限られた人員による、幅広い信用保証協会の業務を適切に実施するため、業務運営の効率化を図ります。また、職場環境を整備し働きやすい職場づくりに努めます。
- ウ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実
 - 企業不祥事が相次ぎ企業の存在意義が問われる事態となっており、近年では、社会におけるコンプライアンス

の要請は、単なる法令遵守に留まらず、より高いレベルを求められています。このことを踏まえ、当協会においても引き続きコンプライアンス態勢の充実に取り組みます。また、熊本地震や九州北部豪雨など自然災害が毎年発生しており、近い将来においては南海トラフ大地震も懸念されていることから、危機管理態勢の充実に取り組みます。

- (ア) コンプライアンス態勢の充実
 - ①実効性のあるコンプライアンス態勢にするため、体制の周知を徹底し、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- (イ) 危機管理態勢の充実
 - ①実効性のある危機管理態勢にするため、体制の見直しや周知を行います。
 - ②BCPの研修及び訓練を継続的に実施することで、危機管理態勢の強化を目指します。
- (ウ) 危機発生時における九州管内信用保証協会相互の支援体制の構築
 - ①九州の信用保証協会間における業務連携等を通じて、危機発生時に備えた業務体制を充実させます。
- エ 広報・広聴の充実
 - 保証付き融資を有効に、かつ、幅広く利用してもらうためには信用保証制度の仕組みや当協会の取組、制度融資などについて分かりやすく周知する必要があります。また、中小企業・小規模事業者や金融機関のニーズを把握し、より利用しやすい信用保証協会にしていくために広聴も重要となることから、広報・広聴の充実に図ります。さらには、地方創生、地域社会へ貢献し、地域に根ざした信頼される信用保証協会を目指します。

Ⅲ. 保証承諾等主要計画

項目	金額
保証承諾	62,000百万円
保証債務残高	135,000百万円
代位弁済	3,000百万円
回収	450百万円

責任共有制度について

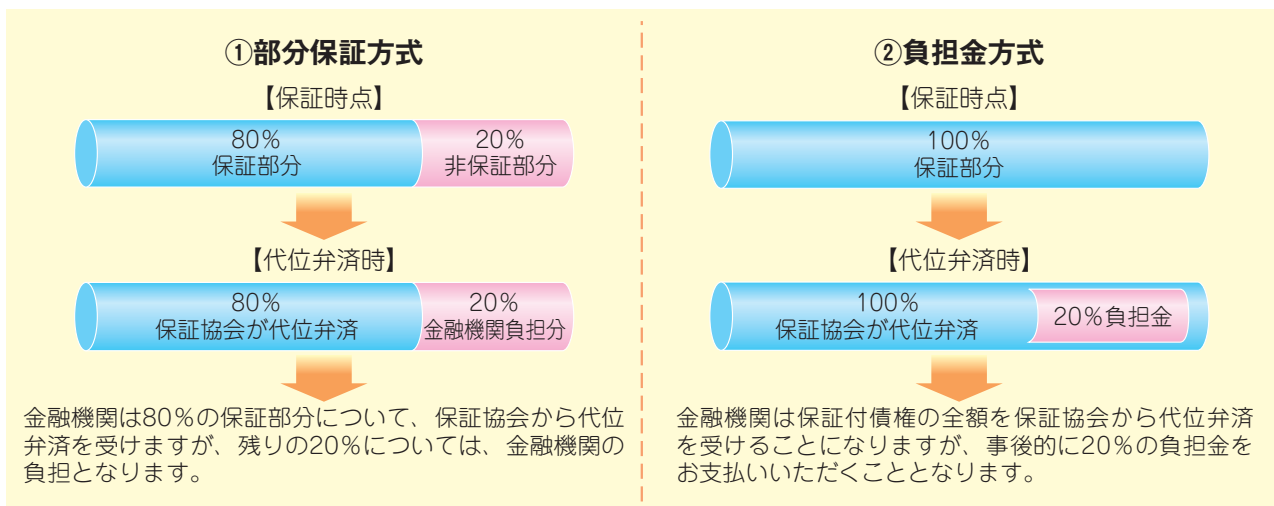
○制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

○制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、②負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績に基づき一定の負担金を支払う方式）があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）



（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

○責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証（ただし NPO 法人を除く）
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特例保険に係る保証
10. 経営力強化保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
12. 危機関連保証

信用保証のご利用について

【保証をご利用いただける方】

◎業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

◎区域

- 次の(1)または(2)に該当すれば保証対象となります。
- (1) 個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの
 - (2) 法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの
- (注) 制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

◎企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人またはNPO法人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業・ 運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

*個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります（NPO法人を除く）。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業 (自動車または航空 機用タイヤおよび チューブ製造業なら びに工業用ベルト製 造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

*生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

*組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでい

れば対象となります。

◎業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。

ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

◎その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

【保証の内容】

◎保証の最高限度額

法人・個人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

*上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

◎保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度一覧（P32～35）をご覧ください。

◎資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

◎連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、許認可名義人などは連帯保証人になっていただく場合があります。

◎担保

必要に応じ、不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

信用保証料について

信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、一律の保証料率を適用します。

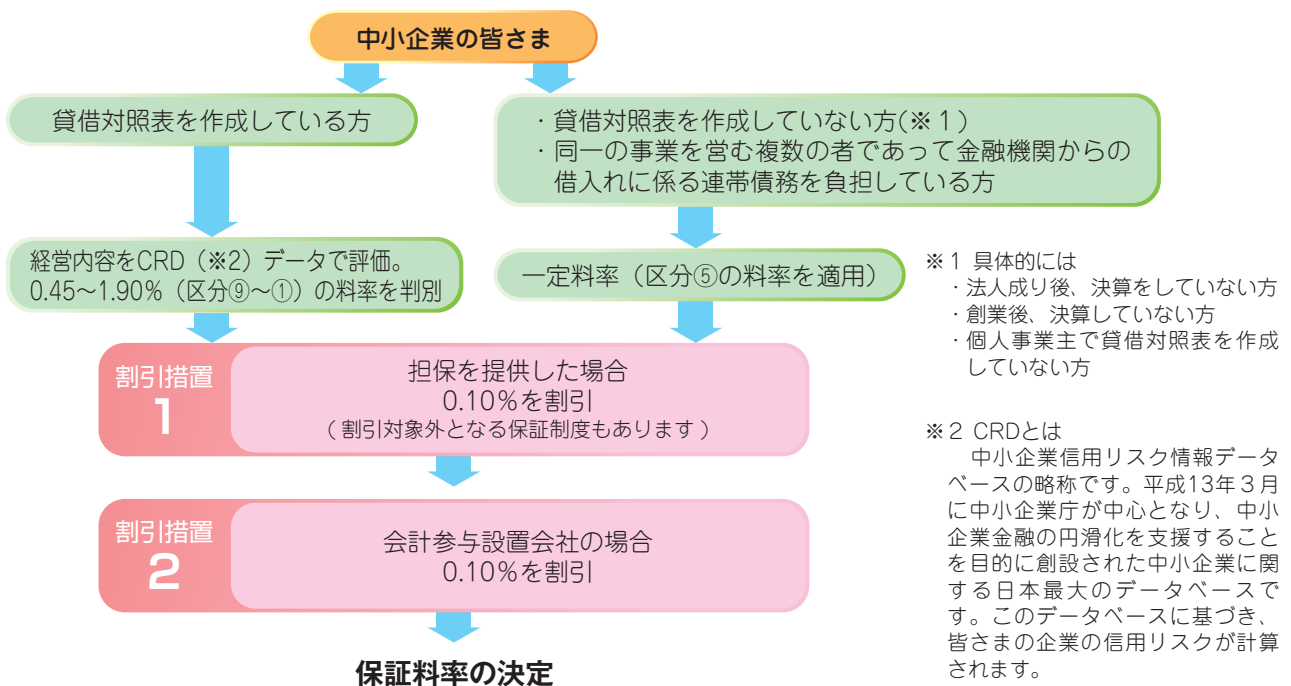
【基本保証料率】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小口先カードローン当座貸越根保証、割引根保証です。
保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

信用保証料率決定の流れ



○信用保証料の計算

信用保証料は、借入金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。

一括返済

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12$$

【計算例】

借入金額500万円 保証期間1年（一般保証、据置きなし）保証料率1.15%
 $5,000,000\text{円} \times 12\text{ヵ月} \times \text{年}1.15\% \times 1 / 12 = 57,500\text{円}$
お支払いいただく保証料 57,500円

分割返済

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12 \times \text{分割返済回数別係数}$$

【計算例】

借入金額500万円 保証期間5年（一般保証、据置きなし）保証料率0.8%
 $5,000,000\text{円} \times 60\text{ヵ月} \times \text{年}0.8\% \times 1 / 12 \times 0.55 \text{（分割返済回数別係数）} = 110,000\text{円}$
お支払いいただく保証料 110,000円

【分割返済回数別係数表】

返済回数	回数別区分		係数	
			均等分割返済	不均等分割返済
6回以下			0.70	0.77
7回以上12回以下			0.65	0.72
13回以上24回以下			0.60	0.66
25回以上			0.55	0.61

○信用保証料のお支払い

信用保証料は、原則、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年超の場合は、お申し出により下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただくことも可能です。

【分割徴収割合表】

保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

保証制度一覽

【大分県信用保証協会の制度資金】

(平成31年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○
無担保無保証人保証 (NPO法人 責任共有対象: 80%保証 その他 責任共有対象外: 100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	2,000万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.73 責任共有対象外 0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外: 100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が 2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	2,000万円	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○
新事業応援当座貸越	新事業に取り組んでおり、経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.29~1.52	
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○
小口先カードローン (スモール300)	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が 1,250万円の範囲内となる新規保証に限る)	100万円~ 300万円	運転 設備	1年又は 2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	
根保証	割引 手形貸付	手形や電子記録債権の割引取引などが多い方	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○
						0.45~1.90	○
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41~1.86	○
経営安定関連保証 (1号~4号、6号 責任共有対象外: 100%保証 5号、7号、8号 責任共有対象: 80%保証)	取引先等の再生手続き等の申請や災害、取引 金融機関の破綻等により経営の安定に支障を きたしている方(市町村長の認定が必要)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	1号~4号、6号 0.80 5号、7号、8号 0.75	
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい 信用取縮が生じ、事業所の所在地を管轄する 市町村長又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.80	
創業関連保証 (責任共有対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、 再び創業される方又は創業された方	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
	創業関連保証						
創業等関連保証 (責任共有対象外: 100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び 中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する とき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
経営革新関連保証	中小企業等経営強化法に規定する承認経営革新計 画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.85	
中小企業特定社債保証 (部分保証: 80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債 (私募債)で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 ※発行価額は 5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体所 定利率	発行価額に対し 0.45~1.90	○
流動資産担保融資保証 (部分保証: 80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を 担保として資金調達を行いたい方	2億円 ※貸付限度額は 2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	借入金額・極度額に対し 0.68	
事業再生保証 (責任共有対象外: 100%保証)	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んで いる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証: 80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生 を図ろうとする中小企業が資金調達 を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は 2億6,000万円 (6億円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	借入金額に対し 1.76 (特別小口 0.86)	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機 関の指導又は助言を受けて作成した事業 再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.80 責任共有対象外 1.00 特別小口 0.80	
条件変更改善型借換保証	条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前 向きな金融支援を受けることに支障をきたしている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年又は2年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○
経営承継準備関連保証	経営を継承しようとする者を確保することが困難であるこ と等で事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者 の経営を承継しようとし、経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)	金融機関 所定利率	割引後0.35~1.75 *令和3年3月31日までの間 0.1%~0.15%を割引	
特定経営承継準備関連保証	経営を継承しようとする者を確保するこ とが困難であること等で事業活動の継続 に支障が生じている他の中小企業者の経 営を承継しようとし、経済産業大臣の認 定を受け事業を営んでいない個人の方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)	金融機関 所定利率	割引後1.00 *令和3年3月31日ま での間0.15%を割引	
経営承継関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業 承継を行うための資金を必要とさ れる方	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	割引後0.35~1.75 *令和3年3月31日ま での間0.1%~0.15%を割引	
特定経営承継関連保証	県の認定を受けた中小企業者の代表 者個人が、経営の承継に伴い当該中 小企業者以外の方から株式を取得す る等事業活動継続のための資金が必要 なとき	2億8,000万円(申込 人である代表者が事業 を行っており保証付き 融資の利用がある場合 は、それと合算)	運転	10年	金融機関 所定利率	割引後0.35~1.75(特別小口0.71) *令和3年3月31日までの間0.1%~ 0.15%を割引*申込人である代表者 が事業を行っていない場合又はコ リリングに達しない場合は、0	
			設備				
事業承継サポート保証	一定の要件を満たす持株会社が、事業 承継計画に基づき、事業会社の株式を 集約化するための資金が必要なとき	2億8,000万円	運転 設備	15年 (2年)	金融機関 所定利率	割引後1.00 *令和3年3月31日までの間 0.1%~0.15%を割引	
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外: 100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じ ている方(令和2年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.80	

【大分県信用保証協会の制度資金】

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (特別小口 0.86)	○
Q1250保証 (責任共有対象外：100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	
SS保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営力の強化を図りたい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 (借換) 設備	5年(1年) [10年](1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.75	○
100%保証の既保証を同額内で借換 (責任共有対象外：100%保証)						0.50~2.00	○
経営力向上関連保証	経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた方であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.85%	
財務要件型無保証人保証	特定社債保証制度と同様の財務要件を満たし、経営者保証に拠らない資金調達を行いたいとき	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	7年(1年) *10年(1年) *運転・設備含む	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず自ら廃業を選択し、廃業計画実施のための事業資金が必要な方	3,000万円	運転 設備	1年 *かつ終期は解散予定日より前	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方 (積立金を担保とします)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転 設備	7年 10年(6か月)	商工貯蓄共済 取扱規程による	0.45~1.90 *制度要件上、必ず担保割引を適用	○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取り扱いしています。
 ※セーフティネット1号～4号、6号の認定を受けた場合、責任共有対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※特別小口保険を付保した場合は、責任共有対象外となります(NPO法人を除く)。

【大分県の制度資金】

(平成31年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
中小企業振興資金	経営の合理化・体質強化のために運転資金や設備資金が必要なときに	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年(1年)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15	○
小口零細企業資金 (責任共有対象外：100%保証)	普通貸付 一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	2,000万円	運転 設備	10年(1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85	○
	個人向け 無担保無保証人貸付					0.70	
中小企業 活性化資金	危険関連 融資 大規模な経済危機、災害等の事象等で著しい被害を受け事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年(2年)	別に定める	別に定める	○
	活性化融資 ・直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方・直近の決算期において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.45~0.75	○
中小企業経営改善資金	特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運転	10年(1年) 再生・再建 10年(2年)		0.45~0.75 [特定中小企業者] 0.35	○
	特定取引中小企業者 再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
中小企業金融円滑化 借換資金	中小企業金融円滑化法施行中(平成21年12月4日~平成25年3月31日)金融機関に経営改善計画を提出し、返済猶予を受けた中小企業者で、借換を行うことで経営改善を図る方	1億8,000万円(ただし、借換開始後3年間までは、毎月返済を通常返済の1/2以上としその残額を毎月均等返済することができる。)	運転	15年		0.45~0.75	○
チャレンジ 中小企業応援資金	経営革新 融資 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運転 設備	10年(1年)	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4		
	経営革新もの づくり産業 特別融資 基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と 別枠)	設備	15年(1年)		0.20	
	先端設備等 導入資金 市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき先端設備等を導入することで労働生産性の向上に取り組む方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)			
	新事業展開 融資 新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方						
	ベンチャー サポート 融資 下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) ・ビジネスプラングランプリ(一次審査通過) ・大分県トライアル発注制度 ・グッドデザイン商品創出支援事業 ・循環型環境産業創出事業	8,000万円	運転 設備	10年(2年)		0.35	○

【大分県の制度資金】

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引
チャレンジ 中小企業 応援資金	経営力強化 融資	認定経営革新等支援機関(国が認定した中小企業支援者・金融機関・税理士等・中小企業の支援事業を行う者)の支援を受けて、事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う方	8,000万円	運転 (借換) 設備	5年(1年) 10年(1年) 7年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.15	○
	経営力向上 融資	国の認定を受けた経営力向上計画に基づき新事業活動に取り組む方	8,000万円	運転 設備	10年以内 (1年)	15年以内 2.4	0.35	
事業承継資金		県の認定や確認を受け事業承継に取り組む方、又は事業引継ぎ支援センター等の支援を受け策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う方、又はM&Aにより事業承継を行う方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)	7年以内1.6 10年以内1.8 15年以内2.2	割引後0.25 *令和3年3月31日までの間は0.1%~0.15%を割引	
特定経営承継関連 融資		県の認定を受けた事業承継に取り組む中小企業の代表者						
おんせん県魅力 アップサポート資金		交流人口の増加への対応や観光振興を図るため、施設整備等の顧客満足度を高める取組を行う旅館・ホテル、飲食業、小売業等観光関連の中小企業者の方	2億8,000万円 (2億8,000万円)	運転 設備	10年(1年) 15年(2年)	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.25	○
キャッシュレス 決済導入融資		交流人口の増加への対応や観光振興を図るため、施設整備等の顧客満足度を高める取組を行う旅館・ホテル、飲食業、小売業等観光関連の中小企業者の方であって、キャッシュレス決済を導入する方	1,000万円	運転 設備	5年(1年)	5年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.15	
創業支援資金 (責任共有 対象外 :100%保証)	新事業創出 融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	10年(1年)	7年以内1.6 10年以内1.8	0.35 *令和4年3月31日までの間は0.05%を割引	
	創業等支援 融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未満の方	2,000万円					
	再挑戦支援 融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未満の方						
災害復旧資金	一般融資	火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする方	3,500万円 (7,000万円)	運転 設備	10年(2年)	2.1	0.45~0.85	○
	特別融資	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条に規定する激甚災害として政令で指定された災害、又は災害救助法第2条に規定する政令で定める規模の災害により被災し復旧を図ろうとする方				1.8	0.35	
	知事指定 災害融資	知事が特に認める火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする方				別に定める	別に定める	
地域産業 振興資金	進出企業取 引促進融資	進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年(1年)	2.1	0.45~0.85	○
	海外展開 支援融資	海外に事業展開を図る方						
	環境保全 対策融資	環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方						
	福祉のまち づくり条例 融資	条例に基づく認定を受け障害者や高齢者に配慮した施設整備を行う方						
	地域資源活 用事業振興 融資	地域資源を活用して県外に事業展開を図る方						
	新エネルギー 施設等導入 融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する方						
	BCP策定企 業特別融資	BCP(事業継続計画)を策定することで、災害時等の事業継続に取り組む方						
	働き方改革 等推進特別 融資	雇用及び労働環境の改善等に積極的に取り組み、又は優れた事業活動等を推進した方で、表彰又は認定等を受けた方						
	国際経済変 動対策融資	国際経済変動に伴い経営合理化等を行う方						
耐震化促進 融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8,000万円	運転 設備	20年(2年)	5年以内1.0 10年以内1.2 15年以内1.6 20年以内2.2	0.25		
金融機関提案型資金		金融機関が提案する融資の要件に合致する方	指定金融機関所定 (詳細は金融機関へお問い合わせください)				協会所定料率	○
県制度のうちセーフティネットが適用された場合(金融機関提案型を除く)			(1号~4号、6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)				0.70 (0.30)	

【市町村の制度資金】

(平成31年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引		
大 分 市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とする時や開業後1年未満の方が事業資金を必要とするとき	1,000万円	運転 設備	1年超 7年(1年)	1.9	1.00 (市が全額補助)	○		
		市町村が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市町村の証明が必要)	1,500万円 (上記金額合算)		1年超 10年(1年)					
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円		1年超 10年(1年)					
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	3,000万円		1年超 10年(1年)				2.1	0.45~1.90 (上記の内、市が75%~85%補助) (セーフティネット適用時は市が全額補助)
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするとき	1,000万円		設備				10年(1年)	1.9
季節資金	夏期特別資金(6月3日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90 (協会季節資金利用の場合は0.41~1.80)	○			

【市町村の制度資金】

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 引割	
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70	○	
	中小企業経営安定資金 (1号~4号、6号は責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に	1,000万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)		1号~4号、6号 0.80 5号、7号、8号 0.75 (市が全額補助)		
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転 設備	10年(1年)		1.00 (市が全額補助)		
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	1,000万円	設備	10年(1年)		0.45~1.90 (市が全額補助)	○	
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転 設備	5年(6か月) 7年(6か月)		0.45~1.97	○	
	年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運転	6か月		0.41~1.86	○	
中津市	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年(1年)	2.0	1.00 (市が全額補助)		
日田市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	○	
	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	1.8	0.86 (市が全額補助)		
	女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満であって、女性又は40歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方	500万円		7年(1年)	1.8 (市が全額補助)			
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年(1年)	1.8 (市が3割 以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	○	
	季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	0.41~1.86 (市が全額補助)	○	
	新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転 設備	10年(1年)	5年 2.20 10年 2.45	0.45~1.90 (市が全額補助)	○	
玖珠町	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	町内に居住しており町内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年(1年)	1.8	1.00 (市が全額補助)		
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証時は市が全額補助)	○	
	小規模企業者振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金と併用の場合は合算)				0.45~1.97 (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○	
	創業支援振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方または創業後5年未満の方(市の証明が必要)	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	2.0 (市補助有り) 1.8 (市補助有り)	0.86 (市が全額補助)		
	女性起業支援振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う女性の方または創業後5年未満の女性の方(市の証明が必要)	500万円						
臼杵市	中小企業振興資金融資	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70 (申請により市が3/4補助)	○	
	創業支援振興資金融資	創業者が事業を行うために必要な資金	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	1.8	0.86 (申請により市が全額補助)		
津久見市中小企業振興資金			経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	5年 7年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (申請により市が1/2補助)	○
豊後高田市	中小企業事業資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	1.8	1.00 (市が全額補助)	
		経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金 (新事業展開計画に基づき事業を行う場合)	1,000万円 (1,500万円)	運転 設備	7年 7年 (1,000万円超の場合は10年)		0.45~1.90 (市が1/2補助)	○
		季節資金	中小企業者が越盆又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6か月		0.41~1.86 (市が1/2補助)	○
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	大分県中小企業振興資金に準ずる	1.00 (市が1/2補助)		
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.45~1.90 (市が全額補助)	○	
宇佐市中小企業振興資金			経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円 1,000万円	運転 設備	5年(6か月) 7年(6か月)	0.45~1.90 (申請により市が1/2補助)	○	
豊後大野市中小企業振興資金	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする運転又は設備資金	500万円	運転 設備	10年(1年)		1.00 (市が全額補助)		
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金		設備			0.45~1.90 (市が全額補助)	○	

*セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。

*セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

*大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

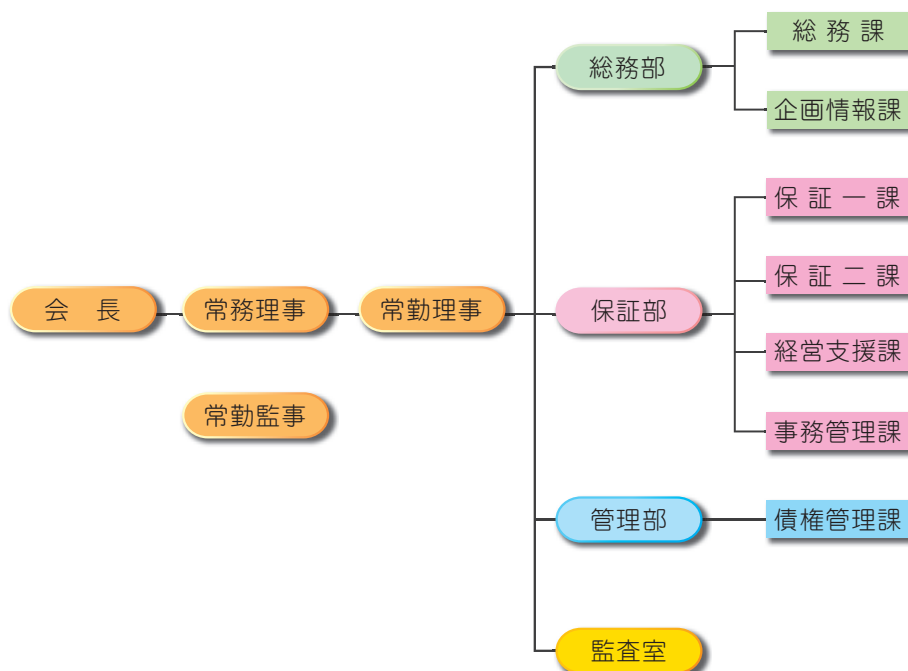
役員・組織機構図

役員 (役職順、理事・監事は五十音順、敬称略)

(令和元年8月現在)

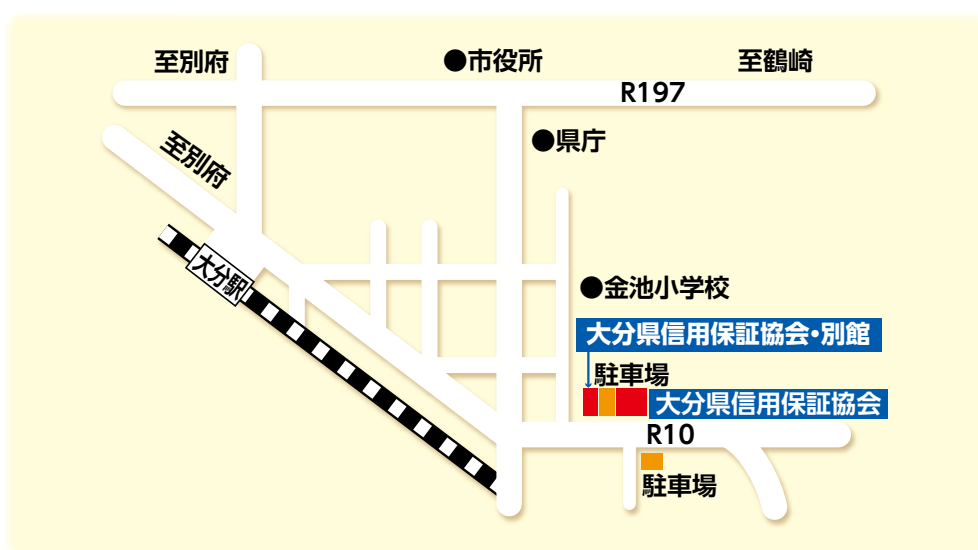
役職名	氏名	備考
会長	日高雅近	常勤
副会長	吉村恭彰	非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
副会長	高濱航	非常勤 大分県商工労働部長
常務理事	後藤達也	常勤
理事	青木正年	常勤
理事	後藤富一郎	非常勤 大分県銀行協会 会長(大分銀行 頭取)
理事	榎藤淳	非常勤 豊和銀行 頭取
理事	高山泰四郎	非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	原田啓介	非常勤 日田市長
理事	的場紀彦	非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
理事	森竹治一	非常勤 大分県商工会連合会会長
理事	吉野一彦	非常勤 大分県信用組合協会 会長(大分県信用組合 理事長)
理事	和田政則	非常勤 大分県信用金庫協会 会長(大分信用金庫 理事長)
監事	生野修二	常勤
監事	村松政幸	非常勤 公認会計士

組織機構図



お問い合わせ

部署名		TEL&FAX番号		業務内容
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL	097-532-8336	総務、庶務、経理、労務、人事、研修、保証料受入
		FAX	097-538-0862	
	企画情報課	TEL	097-532-8348	企画、広報、広聴、情報処理、システム管理
		FAX	097-538-0872	
保証部 (大分県信用保証協会別館3階)	保証一課	TEL	097-532-8246	保証審査 金融相談 創業支援
		FAX	097-538-0871	
	保証二課	TEL	097-532-8247	上記以外 の地区
		FAX	097-538-0865	
	経営支援課	TEL	097-532-8296	経営支援、再生支援、条件変更、専門家派遣
		FAX	097-538-0871	
事務管理課	TEL	097-532-8265	保証事務	
	FAX	097-538-0871		
管理部 (大分県中小企業会館2階)	債権管理課	TEL	097-532-8297	期中管理、代位弁済、保険金請求、回収、訴訟関係
		FAX	097-538-0896	
監査室 (大分県中小企業会館3階)		TEL	097-532-8348	内部監査、コンプライアンス、危機管理
		FAX	097-538-0872	



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分県金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>





大分県信用保証協会

